

ジ目が抜けているなど思っています。日本の課題というのは経営人材が枯渇していることだと思つています。

ですから、奥野先生も日産自動車の取締役をされていらつしたということをおつておられますので、一番最初のページに、この草食化した丸の内、大手町をいかに肉食化するかというページが抜けているのかなと思つています。

ですから、どんなに規制改革、規制緩和をして、どんなにさまざまなステージを提供したとしても、そこに果敢に乗り込んでいく、取り組みむ経営者が少なくなつてきているのかなと思つておられます。

今回、会社法の改正案を勉強させていただきました。一番最初に書いてあるのが、「外部の視点から、社内のしがらみや利害関係に縛られず監督できる社外取締役の導入を促進する。」ということが規定されておまして、このことは結構大切なことだと思つています。

ですから、会社法の改正案のこの社外取締役のあり方について、日本の今までの、旧来の経営に對して揺らぎあるいは刺激を与える一つの弾みになるのかなと思つておまして、その点につきましての現状認識、そして法改正の目的について谷垣法務大臣にお答えをしていただきたいと思つておられます。

○谷垣法務大臣 今の大島委員の問題意識にうまく答えられるかどうかわかりませんが、現行会社法、昔、会社法のゼミで研さんを積まれたということですが、私も実は今回この改正法に当たりまして会社法を勉強しましたら、有価証券法がなくなつていんだとか、最低資本金の規定もなくなつていんだというところからスタートしたものですから、余り偉そうなことは言えないわけでごいます。

現行の会社法は平成十七年に成立をした。それで、平成十八年五月から施行されているわけですが、今委員のおつした会社法におけるコーポレートガバナンスあるいはその背景に経営人材と

いうものがどうかという御指摘は、私もそのとおりだと思つておられます。

それで、コーポレートガバナンスに関する規律につきましては、経営者からの影響を受けない社外取締役、その機能を活用するといったことを通じて、取締役に対する監査とかあるいは監督のあり方を見直すべきだという指摘がずっとされてまいりました。

この指摘の背景には、日本におけるいわゆる企業統治といひますかコーポレートガバナンスが十分行われていない。恐らくその背景には、委員のおつしたように、では、経営人材というものはどうなんだという問題が伏在していると思つておられます。すし、今回、社外取締役をもう少し充実せよという中にも、果たしてその人材はどこにいるんだろうかという議論もずっとあつたことも事実でございします。

しかし、十分な企業統治、コーポレートガバナンスが行われていないということが、外国企業と比較した場合の日本企業の収益力が低いじゃないかと、あるいは、株価も低迷しているのはそこに一つ原因があるぞという、内外の投資家の不信といひますか指摘がずっとあつたんだらうと思つておられます。

それから、我が国の会社法制におきましては、従前から親子会社に対する規律が必ずしもきちつとできていないという御指摘がございしました。それで、平成十七年の会社法案の国会審議を振り返つてみますと、衆参両院の法務委員会の採決に当たつて、「親子会社関係に係る取締役等の責任のあり方等、いわゆる企業結合法制について、検討を行うこと。」という附帯決議がついてございします。そういう整備の必要性も当時からずっと指摘されていたということだらうと思つておられます。

それで、こういう状況のもとで、企業統治を強化する、あるいは、そういうことを強化することによつてコンプライアンスを強化していく、そして企業経営の効率性の向上も図つていく、それから親子会社に対する規律というものをきちつと整

備していこう、こういうようなことを目標としておられるのが今回の改正でございします。

こういう改正を通じて、肉食系になるのかどうかちよつとよくわかりませんが、日本企業に対する内外の投資家からの信頼が高まつて、日本に対する投資が促進される、日本企業に対する投資が促進される、そういうことがひいては日本経済の成長、発展に大きな力となるのではないかと、こゝういつた考え方で今回の改正法を出させていただいた次第でございします。

○大島(敦)委員 ありがとうございます。

谷垣法務大臣のお話を聞きながら、会社法の改正案というのは、コーポレートガバナンスあるいは投資家に対するコンプライアンスについて会社法の改正を順次行つていこうという流れだと思つておられます。

今回、成長戦略の中に社外取締役について規定を置かれたというのは、私は、法務大臣のお立場とは若干違つた観点から、先ほど申し上げましたとおり、日本の企業経営に対する刺激と揺らぎを与えることだと思つておまして、私も衆議院議員になるまでは大きな会社に勤めておまして、経営はしていませんけれども、サラリーマンをしておりまして、そのときの経験からすると、日本の会社というものは、どうしても社内では出世をしていくということになります。どうしても上を見て仕事をすることが日本の会社、組織でございします。そうすると、殻を打ち破るという経営者がなかなか出てこないところもあつておられます。

ですから、今回、特にボード、取締役になつた、あるいはこれから取締役になろうとする方は、どうしても上を見ながら仕事をすることになりますから、守りの姿勢になつてくるのが多いのかと思つておられます。今回も、法案審議に当たりまして、私の知り合い、私が今から三十三年前、昭和五十六年に一番最初の会社社員を始めていますから、大体、私の同僚とか友達というのは、運がよければ大きな会社、上場企業の役員に残れておますし、おおむね、大多数は子会社の部長なり役

員になつていられる方が多いわけですが、一人一人に聞いてみると、さまざまな意見があらわれます。

役員になつていらつした方で、社外取締役を二入ぐらい入れている会社があつて、それはちゃんと機能しているというお話でした。どういった機能の仕方かという、月に一回開かれる取締役会で、その社外取締役の方が一つの議案について多角的な角度から論点を指摘することによつてその決議が流れることもあるそうなんです。

ですから、これは法案審議と同じで、野党が質問することによつてさまざまな論点が精査をされますから、社外取締役、有効に活用という言い方はよくないかもしれないけれども、有効に社外取締役を生かすのであれば、企業にとつて物すごくプラスになると思つておられます。そのことが、同質化した日本の会社経営に對してやはり刺激を与える、よりよい企業の戦略の決定につながつてくるかなと考へておられます。

もう一つは、今回、社外取締役だと、委員会設置会社、要は、半分以上が社外取締役であつて、指名委員会あるいは報酬委員会、監査委員会かな、ボード、誰を社長にするのかも指名委員会が決めるという、五十七社、日本の上場企業の中でそういう形態をとられている会社があるということも伺いました。それがなかなか進んでいないので、今回の会社法の改正案につながつたとも聞いておられます。

この五十七社というのは、結構、冒険をしているかなと思つておられます。この資料を読ませていただく中で、やはり経団連の皆さんが社外取締役に對して否定的なのはよくわかります。皆さん、多分、御自身の会社の中で取締役まで上り詰めて、おつかひの方から意見を言われることについて、おつかひかなという気持ちはあると思つておられます。人事権まで委員会設置会社へ渡すというのは、これはちよつとまかりならぬというふうにおもつてもよくわかります。

ただ、今回の成長戦略の中に、会社法の改正案で社外取締役に對して特記してあるのは、何回も

述べましたけれども、日本の資本主義の会社法と
いうのはOSですから、OSを変えるということ
の意思があるのかと思つています。

ですから、次の点について、攻めの経営を後押
しすべく、社外取締役の機能を積極活用すること
とする、このため、独立性の高い社外取締役の導
入を促進するための措置を講ずるなど、少なくと
も一人以上の社外取締役の確保に向けた取り組み
を強化する、日本再興戦略の中にあるんでけれ
ども、社外取締役の設置の義務づけが見送られ
理由につきまして、答弁いただければ幸いと存じ
ます。

○谷垣国務大臣 これはまず、法制審議会でも相
御議論をいただきまして、社外取締役をより積極
的に活用すべきであるという強い御議論もござい
ました。これは、取締役会の業務執行者に対する
監督機能を強化していくことが必要である、そう
いう強い御指摘もありまして、法制審議会の会社
法制部会におきまして重要な検討項目として議論
をされたわけでございます。

ここは二つの議論が激しく対立をいたしました
て、一つは、社外取締役の導入につきまして、社
外取締役に監視される立場にある業務執行者の自
律性に期待することには限界があるじゃないかと
いうことで義務づけに賛成する、これは強い御意
見がございました。他方、義務づけるとかえって
各会社の規模とか業種とか業態等に適した企業統
治体制をつくっていくことが妨げられてしまう、
社外取締役の導入は各会社の自由な選択に任せる
べきだという、これまた強い御意見がございまし
て、非常な対立でございました。

要するに、議論を重ねたんですが、なかなか、
ではこれを義務づけるといふ形でのコンセンサス
が得られなかったというのが過去の議論の流れで
ございます。したがって、滝大臣に対する法
制審議会からの答申も社外取締役の選任の義務づ
けは盛り込まれていなかったということございま
す。

こういうものを含めまして、かなり義務づけに

近い形にはなっているのですが、明示に義務づけ
るといふ形にはしない今回の改正案となつて提出
をさせていただいた次第でございます。

○大島敦委員 ありがとうございます。

私も、今回、衆議院調査局法務調査室がつくつ
ていただいた資料をずっと読んでいますと、法制審
議会における議論は極めて丁寧になされているな
と。私もこういう基本法の審議に当たつての法制
審の中でのやりとりというのが、結構、A案、B
案、C案で賛否についてそれぞれの立場から議論
を進められて、そして大臣のもとに答申が上がつ
て、それに基づいて立法化しますから、時の政府
とか大臣の意思がなかなか入りにくい領域だなと
は思います、基本法ですから。

ただ、ちよつとこだわつて成長戦略の中、
日本再興戦略の中に入れるという意味は、結構、
日本をつくりかえるとか成長を促すという意味合
いがあるものですから、そうすると、政治の意思
が余り働き過ぎると答申の内容とおかしくなつて
しまうかもしれないけれども、ある程度、政
治の意思を明確にしてもいい部分なのかなとも
思つたわけです。

確かに、上場企業は三千社ありますから、義務
づけると少なくとも三千人の社外取締役を起用し
なくちゃいけない。ただ、起用すること、その
ことは私は必要だと思つていて、徐々にそうや
つてながら、社内の取締役会の議論を深めてい
くことが必要なのかなとも思うわけです。

今回の議論に当たっては、現行法では監査役設
置会社と委員会設置会社の二つしかありません。
私はこれでもいいのかと思つています。その
この委員会設置会社を生かして社外取締役を義務
づけるという一つの方向性もあつて、その先に
はある程度、時代がたつてくれば過半数を社外
取締役にするという領域まで行くのかなとも思
うんです。

ですから、今回の監査等委員会設置会社です
か、この中間的なところというのは、一つは一歩
進んだのかもしれないけれども、若干、制度設計

として中途半端な気持ちもしないでもなくて、そ
の点につきまして、今回、監査等委員会設置会社
を創設するその理由について、大臣からお聞かせ
いただければ幸いと存じます。

○谷垣国務大臣 確かにいろいろな委員
会の設置の仕方は非常に複雑でございますので、
外から見たときに、日本の会社法というものはな
かなか、ある意味ではわかりにくくなつてい
うところもあると思います。しかし、それだけ
多様なメニューが可能になつていふといふ、そ
ういふことだろうと思つてます。

それで、おつしやるように、現行法、今の法で
は監査役設置会社とそれから委員会設置会社、こ
れは今度法律が変えられますと指名委員会等設
置会社という名前に変えるわけでございますが、現
在は監査役設置会社と委員会設置会社である。そ
れで、現在、多くは監査役設置会社として行動し
ていただいている。

しかし、今回の立法の趣旨でございますが、監
査役設置会社の監査役は、代表取締役の任免を含
む取締役会の決議における議決権を有しておりま
せん。そのことから、監督機能の強化には限界が
あるという御指摘が今までからずつとあつたこと
でございます。それから、業務執行者に対する
監督については、特に上場会社について社外取締
役の機能を活用すべきであるという指摘は、これ
もまたあつたところでございます。

ただ、現行法では、二人以上の社外取締役を必
ず置くこととされている委員会設置会社を採用す
る会社の数は、先ほど御指摘のように、極めて少
数、なかなかふえません。それで、その原因とし
て、社外取締役が過半数を占める指名委員会それ
から報酬委員会に取締役の候補者の指名や報酬の
決定を委ねてしまうということに対する抵抗感が
あるという御指摘がございました。

それから、監査役設置会社で任意に社外取締
役を選任する上場会社の数は増加傾向にはございま
すが、大多数の上場会社で選任されてきています
までは言えない状況でございます。その原因とし

て、二人以上の社外監査役の選任が義務づけられ
ている監査役設置会社で、さらに社外取締役を設
置するということの重複感といふ感じが負担感が
強いという指摘がされているところでございま
す。

そこで、この改正法案では、業務執行者に対す
る監督機能を強化することを目的として監査等委
員会をつくる、その中には、取締役で構成され
て、かつ社外取締役が過半数を占める、という
形での監査等委員会をつくつて、そこで監査を行
い、他方で監査役を置くことができないこととし
て、監査役は置かないということにして、社外監
査役との重複感を生じさせないような制度設計
にしたかどうかということで、監査等委員会設置
会社制度というものをつくつたわけございま
す。

なかなか答弁する頭の整理もいろいろ要るわけ
でございます。よろしくお願ひいたします。

○大島敦委員 谷垣大臣が、法案を答弁に当
たつて検討されるに当たりまして、結構複雑だ
と思うんですよ。監査役設置会社と委員会設置
会社ですと、多分、外国の投資家の皆さんも極め
てクリアにわかるわけですよ。今回の監査等委員
会設置会社ですと、この中間的な形態ですから、こ
の二つを足したような感じがして、理解するまで結
構時間がかかるのかなと思つています。

社外取締役を設置しなくちゃいけない、それに
対してはある程度導入に当たつてのインセンテ
ィブを考えなくちゃいけないということもあつたの
かもしれない。ですから、私としては、今回の法
案については一定の評価はするんですけども、
従来どおりで委員会設置会社の義務化の方がス
マートだったのかなということを再度ちよつと指
摘させていただきます。

でも、今回、法施行二年経過後に、社外取締
役の選任状況その他の社会経済情勢の変化を勘案し
て、企業統治に係る制度のあり方について検討を
加え、必要があると認めるときは、社外取締役を
置くことを義務づける等所要の措置を講ずること

としております。

ですから、二年たった後に、どのくらいの会社
が今回の監査等委員会設置会社に移行してどうい
う会社形態をとるのかを勘案した後に、もう一度
その後の方向性について議論をするということだ
と思うんですけども、具体的にはどのようなこと
を想定しているのか、御答弁いただけると助か
ります。

○谷垣国務大臣 委員がおっしゃったように、確
かに附則の二十五条で検討事項というものがあつ
て、これをきちつと使っていかなきゃならないわ
けですが、この趣旨は、コーポレートガバナンス
に係る制度というのは、その性質上、完全とい
うことはなかなかないんだと思いますね。要する
に、我が国における企業統治を進めていくために
はやはり継続した議論が必要だという発想がこの
規定の背後にはあるのではないかと思います。で
すから、引き続きいろいろ実施状況を見ながら検
討していくということでごさいます、二十五条
のような形になつていく。

それで、所要の措置は、二年を経過した時点
で、その間の施行状況等を踏まえていろいろな影
響、効果等を検証して、今後必要があると認める
ときに講じられるものでございまして、文
言の上では「社外取締役を置くことの義務付け」と
いうような例示が書いてあるわけでありまして、
現時点で検証の結果として何が講じられるのかと
いうことについては必ずしもまだ明確なイメージ
を抱いているわけではございません。

○大島(敦)委員 今回の規定の社外取締役を置くこ
とを義務づける等というところは結構重要な文言
だと思つておりまして、要は、時の政権あるいは
政治の意思として、将来的には社外取締役につ
いて必置あるいは数をふやしていくという方向性
が出ているのかなと思つています。ですから、こ
のところはニュートラルに考えるよりも、政治の
意思として将来は社外取締役をしつかりとふや
していくんだ、そのことによつて日本のコーポレ
ーガバナンスを上げ、私が考えている日本企業に

対する刺激と揺らぎを与えた方が企業の中のビジ
ネスのマインドが大きく変わってくるかなと思つ
ています。

企業のコンサルテーションをしている私の知り
合いとお話すると、一番難しい企業の改革は大
きな企業の子会社だそうなんです。大きな企業
の子会社は、皆さん天下りというわけじゃな
いんですけども、大体、本社から役員なり社長
なりが送られてきますから、その役員なり社長
というの企業を前向きに改革するというマインド
を高めていく動機づけがなかなか与えにくいとい
うところがあります。

これも企業の統治の一つのあり方だと思つてい
て、ですから、ここに対して社外取締役の数か
ええることによつて、誰を社長にするのか、誰を
営陣につけるのかというものが、これまでの、社内
でこの方を上に順繰り上げていくというところか
ら、もう少し飛び級の人事があつたり柔軟な人事
配置ができて、企業全体に対して、コーポレ
ーガバナンスとは違つた意味での成長につながる企
業というのができ上がってくるかなと思つていま
す。

ですから、今回私がこの法案を読ませていただ
いて、この部分、社外取締役ということについて
今後義務づける等の所要の措置というところにつ
いては、大臣もニュートラルというよりも積極的
に答弁をしていただけると助かります。

次に、もう一つ、一定の監査役会設置会社で社
外取締役を置いていない場合、社外取締役を置く
ことが相当でない理由について、取締役の定時株
主総会における説明責任を今回定めておりますけ
れども、なかなかこれは、監査役会設置会社で社
外取締役を置かないときには、株主総会で、どう
して置かないのかということ宣言して、内容に
ついて説明しなければいけない、この具体的な内
容についてどのように考えるのか、これは局長の
方からの答弁をお願いします。

○深山政府参考人 今御指摘がありました、社外
取締役を置かない株式会社がいかなる理由から置

いていないかということですね。これは、当然の
ことながら、各株式会社個別の事情によつて異
なります。そこで、各会社においては、その個別
の事情に応じてこの相当でない理由を説明するこ
とになります。

どのような場合に相当でない理由があると認め
られるかということをごさいます。一般論として述べ
るといふことはなかなか難しいですし、また、余り
単純な形で具体例を例示するというのも、か
えつて、そう書けばそれでいいのかというよう
な話になつてしまつて、妙に形式的な対応を招くこ
とになるおそれもございます。

ただ、一般論で申し上げると、これは、「社外
取締役を置くことが相当でない理由」という特殊
な書き方をしておりますので、置かない理由を説
明するだけでは足りないという趣旨です。例え
ば、社外監査役が二名おり、社外者による監査、
監督が十分であるとか、あるいは、社外取締役に
適任者が見当たらないというようなことを説明
しても、これは置くことが相当でない理由の説
明にはなつていないというふうに一般論として考
えられます。

○大島(敦)委員 社外取締役を置くことが相当で
ない理由ですから、相当というところに着目して
いただいて、おさなりに説明するのではなく
て、しっかりと論拠を述べて会社としては説明しな
ければいけない、そういうことでよろしいです
か。

○深山政府参考人 御指摘のとおり、その時点に
おける当該会社の個別の事情に応じて、相当でな
いんだという理由を言つていただかなかちやいけ
ない、こういう趣旨でございまして。

○大島(敦)委員 そうしますと、今の局長の答弁
を受けまして、社外取締役導入促進への影響をど
う考えるか。やはり説明を積極的にしつかりとす
るのを考えれば、社外取締役を置いた方がいいと
いうことも考える会社もふえるかもしれないの
で、その点につきましての大臣の御答弁をお願い
します。

○谷垣国務大臣 今、民事局長から答弁を申し上
げましたけれども、この相当でない理由の説明、
これは、株主総会で取締役が、質問を待たずに、
自分から積極的に、直接口頭で、社外取締役を置
くことが相当でない理由を説明しなければならな
い、こうされているわけで、これはかなり重い規
定だと私は思います。

こういうものがございまして、社外取締役を置
いていない上場会社では、こういう説明を毎年定
時総会でしなきゃならないということになります
から、率直に言いますと、今までも私は、幾つか
の企業から、そんなことを毎年言うぐらいなら
ば、この際、置くかという判断をしましたという
ような話も現に伺つていまして、ごさいますし
て、この社外取締役を置くかとか促していく力と
しては、現在のところ、かなり強力に作用してい
るのではないかとこういうような感じを私は受けてお
ります。

○大島(敦)委員 ありがとうございます。

議決権行使助言会社という会社の、要は議決権
行使助言基準を読みますと、総会後の取締役会に
社外取締役が一人もいない場合とか、親会社や支
配株主を持つ会社において独立性基準を満たす社
外取締役が二人未満の場合には、議決権を行使し
て反対をした方がいいよと推奨されておりますの
で、議決権の行使をアドバイスする会社からも、
これは、コーポレートガバナンスの立場から社外
取締役については求め、そして、今の大臣の御答
弁にあつたとおり、今回の法律の中でも、要は積
極的に説明するという非常に重い規定を置いてい
るということですから、今後、株主総会において
もしつかりとした説明がなされるものと期待をさ
せていただいております。

今の件に関しまして、法令に違反すると判断さ
れた場合の対応についてどう考えるか。です
から、これは、なかなか局長も答弁しにくいと思
うんですけども、法令に違反すると判断された場
合の対応についてお聞かせください。

○深山政府参考人 事業年度の末日において社外

取締役を置いていない上場企業等の取締役が、法令の規定に違反をして、定時株主総会で、社外取締役を置くことが相当でない理由を説明しない、あるいは虚偽の説明をするというような法令違反があった場合には、その取締役は、取締役として負っている善管注意義務に違反した状態となり得る。

また、この株主総会での取締役の説明義務のみならず、この改正法案が成立した場合には、法務省令で、社外取締役を置くことが相当でない理由を事業報告の内容として記載することも考えておられますけれども、このルールに違反して事業報告にこれを書かないということになりますと、これは、事業報告に虚偽の記載をした、あるいは記載すべき事項を記載しなかったということで、百万円以下の過料の制裁に処せられることになり得る。

また、社外取締役を置いていない上場会社は、社外取締役の候補者を含まない取締役の選任議案を株主総会に提出する場合には、株主総会の参考書類にやはり社外取締役を置くことが相当でない理由を記載しなければならぬ、こういう法務省令の改正を考えておりますが、このルールに違反した場合、株主総会参考書類にこの理由を記載しなかった、あるいは虚偽の記載をしたという場合には、株主総会の手続の法令違反ということである、その取締役の選任議案に係る株主総会決議に瑕疵、取り消し事由があると判断される場合があり得るものと考えております。

○大島(敦)委員 ありがとうございます。

次に質問を移らせていただきます。

監査等委員会設置会社の監査等委員の過半数は社外取締役でなければならないし、指名委員会等設置会社では各委員会の委員の過半数は社外取締役でなければならないとしております。

その社外取締役に期待される経営に対する監督機能を果たすためには何人の社外取締役が必要かについて、先ほど私も述べたように、大臣も、今後はどのように検討するかについて、大臣

の御所見を伺わせてください。

○谷垣(国務)大臣 今の委員の御質問は、何人社外取締役を置くのが適切か、必要かという御質問で、これは、一般論でこうですと答えるのはなかなか容易でないと思います。ですから、私は、今回の制度の概要を申し上げることによってお答えにかなわないと仕方がないかなと思つて、立たせていただきました。

それで、社外取締役は、業務執行者から独立して業務執行全体を評価して、その評価に基づいて取締役会において議決権を行使して、業務執行を適切に監督していくということが期待されているわけでございます。今度の法案では、委員も先ほどおつしやいましたけれども、監査等委員会設置会社には、監査等委員である取締役は三人以上、その過半数は社外取締役でなければならぬ、こういうふうになされているわけですね。

それから、現行法上、委員会設置会社、今の委員会設置会社ですね、この場合も各委員会の委員は三人以上で組織して、過半数は社外取締役である。

それで、こういった委員会が、全員が社外取締役でなければいかぬというふうにはしていません。そこまでは強制していません。それは、会社の状況などに応じて、社内の事情に精通した者、つまり社内取締役ということになります。そういう委員として参加する方が、そういう社内取締役がいる方が、監査等の実効性が高まる場合もないわけではなく、そういうことを考慮したものでございまして、そういうふうな、一応いろいろなことを考慮しながらつくつておりますので、どのぐらいが必要かというところは、最初にも申し上げましたが、必ずしも、私の立場から今申し上げるだけの材料はございません。

○大島(敦)委員 やはり、一つの方向性としては、先ほど述べました議決権行使助言会社、あるいは、明確に置かない理由を述べる等々ありまして、方向としては社外取締役をふやしていくと。ただ、人的な資源として、すぐに、各社一人だと

三千人ですけれども、五千人、六千人、結構大きな人材のプールが必要だと思つてます。そのプールというのは、多分これから、制度を徐々に導入していく中でさまざまな形態があるのかなと。委員会設置会社で、役員は、今回の監査等委員会が決めるのか、あるいは、今回の監査等委員会設置会社のように、二人は、今も二人ですから、二人以上の社外取締役を入れて、そして、議論をしながら、監査役会設置会社ですか、従来の会社においても社外取締役を多分起用するようになると思つてますので、その中で取締役会のあり方というものが、徐々に練度を高めていくと、日本の会社の意思決定がより精緻なもの、前向きなものになつていくのかなと考えております。

続きまして、奥野副大臣に御質問をさせていたきたいと思います。

現行法では、過去に一度でも経営者の指揮命令系統に属したことがある者は、社外取締役、社外監査役の要件を満たさないとされております。今回、社外取締役及び社外監査役の要件について、原則として、就任前十年間に当該株式会社の役員等でなかったことに限定している合理的な理由、これは恐らく、法制審の中の議論、さまざまある立場から考えると、従来でもよかったのか、なかなか難しいところでありまして、その点についての御見解を伺わせてください。

○奥野(副)大臣 今お話しただいて大島委員の考え方、よく勉強されているなと思つて聞いています。一番最初に言われた、草食系から肉食系だけは、ちよつと私は納得できています。これは後で階級と話をします。

それで、今御指摘の件ですけれども、従来は、会社の中で業務執行者であつた人たちは社外取締役にされない、あるいは親会社の業務執行者はマルです、それから当該社の業務執行者の近親者もマルです、兄弟会社の業務執行者もマルです、今までの法律ではそうだったわけですが、今度はそれらを、皆さん現役である限りはバツというふう

に変えました。

要するに、今まで取締役にされた人たちが、今度ばもうちよつと厳しくしましたよというのが一つであります。その例が、親会社の業務執行者や株式会社当該社の執行者の近親者あるいは兄弟会社の業務執行者だったわけでありまして、それが今度ばバツになりました。しかし、現役でなければオーケーというふうになりました。

それからもう一つ、会社の業務執行者、あるいは、子会社の業務執行者では、一度でもそういう業務執行者だった者は、今までは取締役に出来ませんでした。しかし、今度は、その人たちにについても基本的にはバツですけれども、十年たつたら関係が薄くなるだろうからいいですよというふうにしたわけでありまして、それが今の御質問だろうと思つてます。

その十年という論拠が本当にどういう理屈なんだと言われると、私も事務方に何遍も聞いています。ですが、一つの丸い数字というのと、十年たてば何とか関係が薄れるだろうということではない、というふうにしたと言ふんですが、では私の事例を言いますよと言つたら、それだけは言わぬでございと言われているんですが、今十年たつています、たつていてはいいけれども影響力はかなりあります。

だから、そういう意味では、十年が本当にいいかというところ、一つの事務方さんたちの判断ではそれではいいだろうとおつしやっていますが、特異な例としては十年たつても影響力は残っているよというケースもあり得るけれども、それは一つの線引きをなくしてはならないわけだから、一つ丸い数字で十年というふうな決めました。非常にフランクにお話ししました。

○大島(敦)委員 奥野副大臣からの御答弁、まことにありがとうございます。御自身の経験、特に日本の社会ですと、役所の人事もそうなんですけれども、会社を卒業した後も影響力を持つ方が多いかなと思つてます。ですから、十年という、多分フランクに答弁していただいてありがとうございます。

ます。

私は、日本の経営者に期待しているところが非常に多くて、皆さん物すごく優秀でいらつしやつていて、多分、かつての日本経団連も二〇〇九年か、ワシントン事務所を開いたりして、かつては中山素平さんとか、政府主導ではなくて財界主導で各国のインフラ輸出というのか、そういうことをやっていた時代があります。ですから、もつと時代が大幅変化してきますけれども、そういうアグレッシブな感じが経営者の皆さんに欲しいなと思つておりまして、エールを送るつもりで肉食系という発言をさせていただいております。

ありがとうございます。

○江崎委員長 次に、階猛君。

○階委員 民主党の階猛です。

会社法改正案について質問させていただきます。

会社と日本の統治機構を比較して言いますと、株主総会を構成する株主と国民というのは同じような位置づけではないか。その国民から選ばれた我々国会議員というのは会社でいうと取締役のようなものではないか。そして、その取締役から選ばれた代表取締役と対比されるべきは、国会でいいますと、内閣総理大臣がCEOであり、谷垣大臣はさしずめチーフ・コンプライアンス・オフィサーというような立場なのではないかと思つております。

そういうふうに見ていきますと、国会議員の中でも、与党議員は社内取締役、野党議員は社外取締役のようなものでありまして、この委員会がもし社外取締役である我々がいなかったらどういふふうになっているんだらうか。もう全部その社内取締役、谷垣チーフ・コンプライアンス・オフィサーの言うことが全部通つちやううなことになるたら、これは全く取締役会の形骸化になつてしまふわけであります。だからこそ、やはり社外で独立した方がチェック機能を働かせるというのは非常に大事ではないか。

そういうことを、野党としてしっかりと責任を果

たすという意味でも、今政府の方から出されている社外取締役の設置を法的には義務づけられないということについては、物を申さなくてはいけないと思つています。

きょうは、その点、それから後半については、ちよつとまた企業の社会貢献ないしは少数株主の保護といった観点からの御質問もさせていただければと思つております。

まず最初に、副大臣にお尋ねしますけれども、私は前回の委員会の答弁で気になった御答弁がありましたので、その趣旨、真意を尋ねたいと思つます。

たしか小田原委員からの御質問に対して、トップマネジメントのあり方というふうな文脈の中で、トップマネジメントというのは違った感覚を持つた人であるべきだろうと思つます、そういうふうな感覚からいうと、本当に今の会社法でいいのかという、私は反対しますよと言つてありますというふうなことがありました。

この発言の御趣旨について、もう一度御説明いただけますか。

○奥野副大臣 そういふ事実があつたということ、は、私自身、ちゃんと意思があつて、そういう発言をしてあります。

その前に、ちよつと先ほどのコンプライアンスオフィサーの話ですけれども、総理大臣はCEOであります。ただし、内閣を構成している大臣は、私は執行役だと思つてゐるんです。皆さん方は株主だろうと思つます。そういうふうな位置づける方がいんじゃないかなと思つてゐまして、

では、社外取締役というのはどこにゐるんだというの、ちよつとまだ答えが出ていないところでありま。

それはそれとして、私は、日本の企業経営を正しい道へ歩ませていくためには、今までの商法なり会社法ではだめなんだということは私自身感じているんです。かといつて、それでは、理想的な会社法というのが、先ほどの話の例を言いますと、肉食系から肉食系といつた、肉食系を見習え

ということなのかという、それも違うと思うんです。やはり、肉食系の延長線上で、日本の国の環境、日本の企業の実情、国民の価値観あるいは文化、そういったものを踏まえた上で、最善の会社法というのを最終的にはつくらなくてはならないんではないかと思つてゐます。

そのときに、最後の段階では社外取締役というのが過半数でなくてはならない、あるいは大多数でなくてはならないというふうに感じますけれども、今の日本の企業の実態等々から考えると、先ほど言つたいろいろな条件があると思ふんですが、そういうことから考えると、今は、今皆さん方にお示ししている会社法でいいのではないかと判断に至つたというのが私の真の気持ちでありまして、それは、前回のときも遠山委員の御質問にお答えしたはずであります。

そういう意味で、最初の段階でちよつと反対というところばかりがびよつと出たものですから、皆さん方に誤解を与えたかもしれないが、今申し上げてゐることが基本的に私の考え方でありま。

○階委員 てつきり、反対しますと言われたものですから、副大臣も社外取締役にされたのかなという気もしましたけれども、今の御説明と反対しますというのは全く正反對のことを言つてゐますから、ちよつとそこは御答弁としていかがなものでかというのを苦言を呈させていただきます。

その上で、自民党さんも、選挙の前には政権公約、我々の場合だとマニフェストと呼んでゐますけれども、そういうものを出されていらつしやいます。我々が政権担当時は、そのマニフェストで約束したことができなかったというところで、谷垣当時総裁にも非常に厳しいお言葉をいただきました。我々も、大変反省はしつ、何とかそういうことを繰り返さないようにということを自戒を込めて思つております。

そこで、自民党さんの方で、選挙の前にJ-ファイルというものを出版されてゐますね。二〇一二年の総選挙の前にも、あるいは昨年の参議院選

挙の前にも出版されてゐますが、その中では、「上場会社における複数独立取締役選任義務の明確化」というのが記載されてゐます。この記載というのは、法制審議会の答申がなされた後にそれぞれそういう記載があるわけで、あえて、法制審議会の答申があつたにもかかわらず、これを変えるということから、こういう記載になつてゐるものと思つてゐます。

ところが、今回の法案では結局、答申どおりということになつてゐますが、なぜそのようなことになつて、社外取締役の選任が義務化されなかつたのかということについて、大臣から、マニフェストを大事にする立場から、おつしやつていただけますか。

○谷垣国務大臣 今、階委員がおつしやいましたように、自由民主党は、平成二十五年六月二十日にJ-ファイル二〇一三、総合政策集というのを発表しております。そこで、社外取締役の導入促進、上場会社における複数独立取締役選任義務の明確化など、各種具体策についてその導入、推進を検討して、企業統治改革を推進する旨が記載されてゐることは事実でございます。私もそのことはよく承知しております。

社外取締役の選任を会社法において義務づけるか否か、これにつきましては、法制審議会の会社法制部会においても最も重要な検討課題として取り上げられて、非常に厳しい、いろいろな御議論があつたことは先ほども御答弁申し上げました。

部会では、先ほどもお答えしたところですが、義務づけに賛成する意見と義務づけに反対する意見、これが激しく対立いたしました。その結果、社外取締役の選任を会社法で義務づけることはコンセンサスが得られなかつたわけでございまして、法制審議会の法務大臣に対する答申では、先ほど申し上げたように滝大臣に対する答申でございしますが、社外取締役の選任の義務づけは盛り込まれなかつたわけでございします。

政府としては、これを受けまして、改正法案に

おいては社外取締役の選任を義務づける旨の規律は設けないことになりまして、今回お出ししていることになっていくわけです。

しかし、提出するまでの過程ではさらに与党といろいろ御議論がございまして、当初の政府の案に比べますと、それをどう表現し評価するかは若干難しいところではございますが、私は、義務づけとは書いておりませんが、社外取締役を置くことについて相当強い、事実上促す内容を持ったものになってきた。これは、その間での政府と与党間のいろいろの御議論に基づくものでござい

ます。

○階委員 法制審議会の案よりも前進したことは私も認めますが、どうせ前進させるんだつたら、法的義務のところまでいっても私は差し支えなかったんだと思っています。

その点について、以下、議論をさせていただきます。

まず、社外取締役の選任を義務づけなかった理由として、今も大臣の方から、コンセンサスが得られなかったという話ですけれども、パブリックコメントが会社法制の見直しに関してなされて

います。

調査室の資料集にもそのパブリックの結果が書かれておりますけれども、A案、B案、C案という三案を示してパブリックを実施したわけですね。私は非常にこれも作爲的だと思っています。

結果的に、C案という、現行法の規律を見直さない、つまり義務づけを見送るということが多数だったわけですね。A案というのは、ざっくり言えば、広い範囲の会社で義務づけを認めよう、B案というのは狭い範囲の会社で義務づけを認めようというものであります。

このA案とB案、別個に見ていくとC案よりも少ない。確かにC案が、A、B、Cの中では一番多いんですけども、AもBも、広いか狭いかは別として、法的に社外取締役の設置を義務づけようという案であることは変わらないわけですね。したがって、AとBを足したものとCを比べてみ

ますと、AとBの足したものがパブリックの意見の募集結果だと上回っているわけですね。我々が出している今回の対案ですけれども、実は、狭い範囲で社外取締役の設置を義務づけるという案でござい

ます。もつとと言うと、B案よりもむしろもつと狭いぐらいの範囲で出しているわけ

でございます。

当然のことながら、さきのパブリックの結果と照らしてみると、広過ぎると言われていた方たちにとつてみると、我々の案は狭い範囲だからよろうということになるはずで、逆に、狭過ぎると言われていた方たちにとつてみると、確かにそれ以上に狭い案だからけしからぬという向きもあるかもしれないが、そもそも、今の政府の案というものは、狭い以前に認めないという案ですから、全くゼロのものよりは、プラス一でも二でも前進しているということですから、この方たちにとつても納得いただけるのではないかと。

要するに何が言いたいかといいますと、パブリックにあるいは法制審議会でコンセンサスが得られていないということなんですから、少なくとも、我々のような狭い範囲で設置を、しかも一人以上でいいという案ですから、この範囲であればほぼ大方の同意が得られるのではないかと考えています。コンセンサスが得られないから義務づけは見送るというものは不適切ではないかと思

っています。この点について、大臣の御見解を伺います。

○谷垣国務大臣 委員は、資料に基づいて、パブリックについておっしゃったわけですが、これは、法制審議会会社法制部会が平成二十三年の十二月に取りまとめた中間試案について、パブリックコメントの

手続を行ったわけですね。

それで、A案、B案、C案と、委員のおっしゃったとおりでございまして、そういう問題の立て方に対してはまたいろいろの御議論はあるんだと思うんですが、そのパブリックコメントの中で、社外取締役の選任を義務づけるという案に賛成する意見が多数寄せられたことも、これは事実

でございます。しかし、現行法の規律を見直さないという案に賛成する意見も多数あったこと、これも事実でござい

ます。

さらに、パブリックを終えた後、法制審議会の会社法制部会におきまして、パブリックコメントの手続の結果も踏まえた検討が行われたところでござい

ます。

そこで今、民主党、階委員などがお出しになった法案と同様に、公開会社であり、かつ大会社である監査役会設置会社のうち、その発行する株式について有価証券報告書を提出しなければならぬものに限定して社外取締役の選任を義務づける。これは民主党の考え、そういうお考えでつくられて

いると思います。そういつたことの可否もこのときの法制審議会の部会で御議論をいただいたわけ

でございますが、このときも依然として消極、積極、双方の立場が、かなり厳しい対立があつたというところでござい

ます。

委員は、A、B、C等々の分析から、コンセンサスを得ることは不可能ではないのではないかと

いう御見解でござい

ますが、私どもは、以上のような手続を踏まえまして、社外取締役の選任を義務づけること、それは、対象となる会社を限定しても賛否が分かれ得るものと考えて、コンセンサスを得ることが難しかった、一応こういう結論に達したというところでござい

ます。

○階委員 それでは、範囲を限定した会社で議論させていただきます。

今回の政府案では、今大臣もお話しされましたとおり、公開大会社で株券を上場している会社については、社外取締役を置かない場合は、置かないことにつき相当な理由を説明しないといけないこと

です。我々の案は、同じ範囲の会社について、一人以上の社外取締役の設置を義務づけるというものでござい

ます。

議論を便利にするために、便宜、対象会社と言いますけれども、今の対象会社の中でもいろいろな規模や状況があるということから、先日この委員会でも、政府側の答弁ではなくて質疑者の方

から、規模や状況いかにかわらず、一律に社外取締役の選任を義務づけるのは適切ではないというようなコメントがありましたけれども、私は思うに、仮に、規模が小さいものとか社歴が浅いものとかいうものは社外取締役は負担になるからやめた方がいいというのであれば、むしろ、私は逆ではないかという立場です。

なぜならば、上場間もない、発展途上の株式会社であればあるほど、通常は株式を経営者一族が持つている割合が高く、会社の利益と相反するような判断がされやすいのではないかと、個人の利益を重んじやすいのではないかと、個人の利益を守るといふ観点から、社外取締役がなお一層必要性が増すのではないかと考えております。

ですから、私は、株式会社の規模や状況にかかわらず、さき

の対対象会社については社外取締役の選任を義務づけるべきだと思

のかどうかということがございますので、社外取締役の選任をそこまで一律に義務づけるのはどうか。私もまだ、企業経営の経験がございませんので、頭の中の判断にとどまりますが、今の委員の御議論に対しては、ちよつとそういうようなことを感じます。

○階委員 規模の小さい会社にとつてみると、コスト負担が重いというところに、よく言われるのが、そんなに業歴が長くないと、社外取締役を見つけるような人脈もないということで、人材を見つけるのが大変だという議論もあるわけですが。

ただ、上場している会社であれば、規模のいかんにかかわらず、すべからず監査役会設置会社になつています。これは法令上、大会社であれば当然にそうなつていますし、中小会社であっても上場規則でそうなつていますから、少なくとも監査役会設置会社である。監査役会設置会社である

と、最低二人は社外監査役というのが必要なわけですね。この社外という点でいえば、社外取締役も同じなわけで、だからこそ、今回、新たな会社の類型を設けて、監査等委員会設置会社においては、社外取締役をそのまま監査等委員につけることによって、従来の社外監査役は必要なくなる。要するに、社外監査役と社外取締役は、ほぼ同じような人材で足りるということになつているんだと思います。

すなわち、何が言いたいかといいますと、そもそも上場している会社であれば、社外から、監査役、取締役の違いはあれ、役員を引っ張つてこなくちやいけない、そういう負担を負っているのは変わらないのだから、あえてここで社外取締役の設置を義務づけたとしても、社外監査役をなくする、さつき言った監査等委員会設置会社にすれば従来と負担は変わらないのではないか、こういう問題意識なんです。

負担が重いとか人材確保が困難ということは、今述べたような理由で、私は理由がないと思つております。この点についてはいかがでしょうか。

○谷垣国務大臣 私も十分な知見があるわけではありませんが、実は先日、大変個人的なことを申し上げていけません、私の大学のときのクラスのクラス会、毎年一回やっているんですが、ございました。ちよつとことしは大学に入りまして五十年目でございますが、ほとんどの同級生は、オーナーは別といたしまして、大企業に勤めていたような者はほとんどみな引退でございます。そういう中で、数名、いろいろ動きがありました。たのは、最後、実は自分は監査役をやっていたんだけれども、今度、社外取締役というのを入れなきゃならないので、もう引退して悠々自適しようと思つたら、社外取締役をやれと言われて、できるかなという議論がございまして、なるほど、非常に小さなサークルではございまして、そういう社外取締役の確保にいろいろな動きが起つているんだなというのを感じた次第でございます。

それで今、階委員がおっしゃるように、確かに、上場企業であれば、社外監査役も必要だということ、今までの人材を確保されてきたと思ひます。

一体どういう人が社外監査役になつてくるのか。これはいろいろだと思ひますが、私の友人などで申しますと、弁護士をやっている者が社外監査役になつていられる例もございまして、それから、これから先はちよつと、後から検察庁から叱られるかも知れませんが、検察のOBなどもかなり社外監査役をやつておられる方、私は直接知つてい

るわけではありませんが、新聞等で人事を拝見しますと、監査役になつて、ああ、あの方も社外監査役を務めておられるのかと思つたりすることが多いでございます。

それで、確かにそういうことはあるんですが、では、人材として、社外監査役と社外取締役が全く同じ人材のところから、ある意味では重なつてい

ると思ひます。しかし、では、弁護士の出身者が私が社外監査役を務まつても、社外取締役はあ

いつできるのかなと、そう言つちやいけません

が、そういうふうにも思ふこともございすね。つまり、今までの訓練の資質が違ふと思ひます。恐らく検察官の場合も、社外監査役としては十分な能力を発揮するということはあるんだらうと思ひますが、では社外取締役としてはどうなのか、これも私はよくわかりません。

そういう意味で、ある意味で確かに負担、経済的負担というふうな意味では共通なところがあるかも知れませんが、新しい人を探してきて、自分のところのことをうまく担当してくださる社外取締

役を探してくるエネルギーというのは、これは人材不足ということと関係してくるのかもしれないが、やはり相応なエネルギーを割いてやらなければならぬ課題ではないのかなという感じがいたします。

○階委員 今の大臣の答弁を伺つていて、ああ、なるほど、だから法務省は社外取締役の設置を嫌がるのだなと思ひました。

というのはなぜかという、検事さんがこれまで社外監査役として雇われていたものが、これが社外取締役に

なつて、言葉は悪いですけども、天下り先がなくなつちやうことを危惧して法務省はこういうものを

を出してきたのではないかなというふうに感じるわけですが。

確かに、私は、取締役にについては、監査役と必ずしもイコールの能力が要求されると思つていませんけれども、ただ、日本の会社経営に対して、余りにも経営判断とか経営者の裁量というものが重んじられ過ぎたのではないかな。特に、内部から上がつてきた、要するに会社の文化とか常識に染まつた考え方の人が、それぞれ独自の裁量、独自の文化でいろいろな物事を決めてきたという

ことで、常識と外れたようなことが時には行われてきた。

だからこそ、私は、チェック機能を果たせる人材が必要なのではないか。そのチェック機能という意味では、私は、検事さんであれ弁護士であ

れ、取締役というのとは十分務まると思つてい

ます。

○深山政府参考人 今御指摘ありましたように、社外取締役に置くことが相当でない理由を説明しなければならぬ以上、御指摘のとおりですが、置かない理由とか置くことまでは必要ないといつた理由を説明するだけでは足りません。社外取締

役を置くことがかえつてその会社にマイナスの影響を及ぼすおそれがあるというふうな事情を説明しなければならぬものと考えております。

○階委員 つまり、相当でないというのは、置くことがかえつてマイナスになるといふ、私は極めてレアケースなのではないかというふうに思つて

います。

先ほども少し大島委員の質問に対して御答弁が

ありましたけれども、もつと具体的に、極めてま
れなケース、ナローパスだと思えますけれども、
どういふ場合が社外取締役を置くことで会社にデ
メリットないしマイナスが生じる場合なのかとい
うことを御説明いただけますか。

○深山政府参考人 これは何度もお話ししてい
るのとおり、各会社の個別の事情に応じて理由を説明
していただく必要はないということもあつて、こ
ういふことであればいいんですということもあ
つて、ここですべての話を申し上げるということ
は困難でございますし、また、かえつて、そうい
ふような説明さえすればいいのかという誤解を招
くおそれもあつて、適当ではないと思つておりま
す。

ただ、極めて例外的だというのは御指摘のと
おりで、ごく普通の企業で相当でない理由を説明
するのは相当困難であらうというふうには思つて
おります。

○階委員 具体的なことは法務省令には出る
んですか。それとも、法務省令を見ても、今お
っしゃつたような理由で、そこは相当程度抽象
的な内容にせざるを得ないということになります
か。

○深山政府参考人 今、法務省令のお話が出
ました。

法務省令で、事業報告と株主総会参考書類に
この相当でない理由を記載することを義務づけ
る予定としておりますが、その法務省令におい
ては、社外監査役が二名おり、社外者による監
査、監督として十分であるというふうなこと
だけで足りないということや、各会社のその
時期の個別の事情に応じてこの相当な理由を
述べなくちゃいけないというふうなことを、
まだ文言は決まっております。

○階委員 多分、実務のガイドラインとして
は非常に頼りないものがありまして、先ほどの
御答弁にもあつたように、説明を怠つたりし
た場合はもちろんですけれども、仮に、その
説明が不十分

だった、いわば、社外取締役を置くことが
相当でない理由の説明自体が相当でないとい
うような場合においては、これもやはり取
締役の善管注意義務違反、忠実義務違反
になるということでありま
すよ。〔深山政府参考人〕「そういふこと
になります」と呼ぶということですから、
これは実務としては非常にやりづら
い面があると思つていま

一方、会社が、そういふ説明責任を果
たす上では、難しい判断を強いられ、それ
を守るために多大な努力、コストをかける
といふことを考えると、実務上の要請として
は、端的に社外取締役の選任を義務づけて
くださった方がよほど楽なのではないかと
思つております。大臣からお考えをお願い
します。

○谷垣国務大臣 確かに、階委員のお
っしゃる通りに、義務づけるという結論を
もつて法改正をされるというののも一つの
お立場だろうと私は思つていま

それで、現実の効果がどれほど違ふか、
我々の案と民主党がおつくりになつた案と
どれだけ違つてくるのかといふことを、私
は今、正確に見通す力はございませんけ
れども、我々の案は、法制審議会等で義
務づけに対する批判も相当あつたところ
から、この形にしておりますが、先ほど
来申しておりますように、法的にはとも
かくとして、事実的にはかなり強く社
外取締役を設置するよう促す内容にな
つていゝといふふうに考へてお

そこで、では、強く促すのと法的に
義務づけるのとどこが違うかといふと、
この辺はかなりデリケートなところ
があることも事実でございます。だ
からこそ、先ほど来の御議論のよう
に、先ほど大島委員の御議論でも
ございまして、二年たつたらもう一
回見直すようにといふか、議論

をしるか、いろいろなことがあるわけ
でございますが、大きな流れは一致して
いるのではないかと、いふふうに私
は考へております。

○階委員 ベクトルの方向は一緒だ
といふことはおっしゃるとおりな
んですが、ベクトルの長さが
おつちやんとおちやんと、もう一
歩前に進んでもらえれば、いや
や足りない。もう一歩前に進ん
でもらえれば、いや、前に進め
る上、私が今いろいろ申し上げ
ましたけれども、ハードルとい
ふのはないんじゃないか。むしろ、
前に進めることで実務の要請に
も応えられるのではないかと

もう一点申し上げますと、よく
ダイバーシティといふことが言
われて、今、安倍政権でも、二
〇二〇年までに指導的地位に女
性が占める割合を少なくとも三
〇％程度に持つていこうとい
うようなことで進められて、い
ろいろ、先日人事院総裁も女性
を登用されたりといふことで、
私はそれは好ましい方向性だと思
つています。

それに資するといふ意味でも、
社外取締役の設置を義務づける
ことで、より女性を登用しやす
くなるのではないかと。会社によ
つては、過去の男女雇用機会均
等法以前に採用された方がまだ
多数いらつたりすると、幹部の
レベルに女性の候補が少ないの
ではないかと思つていますので、
女性を幹部に登用するといふ意
味でも社外取締役の設置といふ
のはいいのではないかと、思つ
ています。この点に関して、大
臣はどのようにお考えになりま
すか。

○谷垣国務大臣 実は、この階委員
の御質問は私の盲点でございま
して、こういう御質問があるの
かと思つて実は何かつたわけ
でございます。もちろん、今、安
倍内閣が取り組んでおります
ように、女性の活躍の場を広げ
ていく、女性の力をフルに活用
するようにしていくといふこと
は、社会にとつて極めて大事で
ございまして、社外取締役を義
務づけたことがすぐにつながる
のかどうか、全くつながらない
とも思いませんが、すぐにつ
ながるのか、ちよつと明確にお
答えするのは難しいと思つてお
ります。

○階委員 ダイバーシティの観点から
社外取締

役の設置を義務づけていくべきとい
ふような意見も、私が以前お話し
した会社法の専門の弁護士さん
はおつちやつていますから、あ
ながち荒唐無稽な話でもないと思
つていますし、まさに女性を積
極的に登用していくのであれば、
今までのやり方に固執するの
ではなくて、思い切つてさら
なる一歩を踏み出さなくちゃ
いけないといふことで、もう一
歩前に進んでいただきたいとい
ふふうに我々は考へてお

今、自民党さんもやろうと思つ
ていたことではないかと思つて
いますので、後押しをしたい
と思つています。

○深山政府参考人 大変お待た
せいたしました。今、社外取締
役の設置で企業経営を効率化
していきこうといふこと、これ
は、ともすれば企業の収益面
だけに目を向けていたけれど
も、企業に社会貢献といふもの
もあつたものをどう使うかとい
ふことについて、会社法の見
直しの中で必要ないかといふ
こと、ちよつと実例を挙げさ
せていただきます。それから
葉梨政務官と議論をさせていただきます。

お手元にお配りしております資料
の一と、これを、日経アーキ
テクチュアという雑誌に載つ
ていた、福武総一郎さんとい
うベネッセホールディングス
という有名な会社の会長さん
のインタビュー記事でござい
ます。

「町おこしに経営の視点は不可
欠」といふことで、瀬戸内海
の直島というところで、四半
世紀に及ぶ取り組みで年間四
十三万人の観光客が訪れる
までになった。何を行つたか
といふと、現代美術に再生し
たんだといふことであ

私は、福武会長といふのは経営
哲学が大変立派な方だと思つ
ていて、この資料の右側の方
を見ていただくと、「政治も経
済も文化も東京に集中しすぎ
て、このままでは日本が駄目
になる。」

「人間」や「自然」というキーワードが欠落した場所
で大きな意思決定がなされている状況では、人生
を豊かにするような発想が出てくるわけがない。
経済中心に考えることしかできなくなっているの
です。本来は、人々が豊かな生活を送るために経
済活動があるべきです。経済は文化の下僕なので
す。」ということから、こういう取り組みをしてき
た。

ただ、この活動をする上で、経済基盤がしっか
りしていないと活動は続かないということ、こ
の方は、ボランティアや寄附、行政からの助成の
みに頼らないということ、このページの最後の
方に書いていますけれども、「具体的には、文化
や地域振興を明確な目的とした公益財団を設立す
る。企業が発行する株式のうち、五%でも一〇%
でもその財団が持つようにすればよい。」と。この
ことによつて継続的に株式発行会社から配当収入
が得られて、活動を継続することができるとい
うことであります。そういう企業を政府や経済界が
評価していくことが大切だということなくだりも
あります。

そこで、政務官にお尋ねしたいんです。
この福武会長も、財団をつくつて、そこに私財
であるベネッセの株式を寄附したそうです。普
通、経営者が持つている株というのは、時価の低
いときに買っていますから含み益がたぐさんある
わけです。含み益があるものを寄附しますと、含
み益分について所得税がかかって莫大な税負担に
なつて、それが寄附を思いとどまる原因にな
つて、こうした活動が広がらない一つの要因にな
るわけです。

ただし、その点については財務省も一定の手
だては講じておまして、そこが配りしている資
料の二の方であります。
資料の二を「ごらんになつていただきますと、
「公益法人等に財産を寄附した場合の譲渡所得等
の非課税の特例のあらまし」ということで、個人
が土地、建物、財産を法人に寄附した場合には値
上がり益に対して所得税が課税されるんだけれど

も、公益法人等に寄附した場合に、その寄附が公
益の増進に著しく寄与することなど一定の要件を
満たすものとして国税庁長官の承認を受けたとき
は、この所得税について非課税とする制度が設け
られているということでありまして、
これをいかに活用していくかということがポイ
ントなんだと思つておりますけれども、この点に
ついて、まず、現状、この制度、国税庁長官が一
年間ですぐに承認された件数を承認しているのか、今
議論しました承認された件数のうち株式に係るも
のはどれぐらいの件数があるか、また株式について
時価評価の総額は幾らになるかということをお答
えいただけますか。

○葉梨大臣政務官 お答えいたします。
国税庁の事業年度というのが七月から翌年の六
月までということでございますので、平成二十四
年の七月から平成二十五年の六月までの一年間で
ございます。この租特の四十条第一項後段の承認
件数は百九十六件、うち株式は二十三件で、その
価格の合計は約百十億円となっております。

○階委員 百十億円という金額をどう見るとい
うことなんです、東証の時価総額が今何百兆と
いう中で、もうちょっとふえてもいいような気が
します。こういう公益目的で寄附をする金額が、
それで税制が優遇される金額がふえてもいいよう
な気がします。

ただ、国税庁の承認を受けるためにはいろいろ
な要件が課されておりまして、株の寄附の場合に
気になつている点を一二つ申し上げますと、ま
ず、資料二の二枚目、すなわち通し番号という
四ページですけれども、真ん中あたりに「ロ」とい
うことがありまして、「寄附財産が、寄附があつ
た日から二年を経過する日までの期間内に受贈法
人の公益目的事業の用に直接供され又は供される
見込みであること」ということがあります。

土地や建物でしたら直接供されるということ
いいと思うんですが、株の場合、配当金を事業に
充てるというのは直接供されるとも言えないよう
な気もして、ちよつとこの点、気にかかるんです

けれども、これはどのような運用になるんでし
ょうか。

○葉梨大臣政務官 階委員おっしゃるとおり、株
の場合には何に使うか。配当金ということになる
と、お金に色があるわけではないわけなんです
が、これは、寄附をいたしましたから、ここにも
ありますけれども、おおむね二年間、その配当金
の収入が公益事業に使われているということが要
件になつておりまして、お金是一对一の関連性が
あるというわけではないんですけれども、その公
益法人などが支出した公益事業の金額、それと収
入の金額、これに合理的にこの配当が使われたと
いうような、つまり、例えば十億の収入があつて
百億の公益事業に使つていた場合にはこの
承認を行う。

それから、この二年という期間ですけれども、
寄附をした時点では二年間たつていないわけだ
が、所得税の猶予がございまして、その猶予が
あつて、おおむね二年後に承認を受けたものにつ
いては所得税が免除されるという形になります。

○階委員 もう一点だけお聞きしますけれども、
承認要件の中で公益目的事業の規模に関するこ
ろがこの四ページ目の方にあります。「その
事業を行う地域又は分野において社会的存在とし
て認識される程度の規模を有していること」とい
うことなんです、ちよつと漠然としていてわか
りにくいので、この点について説明をお願いしま
す。

○江崎委員長 葉梨政務官、時間が来ております
ので、簡潔にお願いします。
○葉梨大臣政務官 確かに、この社会的一定の規
模というものは非常にわかりづらい表現という御指
摘もあるかと思いますが、ここに「四十条通達
十二(一)」というのがございまして、そこに一定
の社会的規模を有するものとして典型的な例を十
項目ほど挙げております。ここにありますが、学
校、あるいは社会福祉法に規定する一定の事
業、宗教等々でございます。

な例を網羅して挙げるということではできないわけ
ですけれども、個々の事業が大体それに準ずるも
の、類するものであるかどうかということを個別
に判断していくということになります。

○階委員 そこは、できればそのガイドライン的
なものをつくつて、広くこういう制度が利用され
るようにすべきではないかということ、あと、
大臣には、こういう観点で会社法の改正、企業の
社会貢献を促進するという観点での改正というも
のを今後検討されたらいいのではないかと。
また、この点については、一般質疑の中でも改
めて御議論させていただきたいと思ひます。どう
もありがとうございます。

○江崎委員長 午後一時三十分から委員会を再開
することとし、この際、暫時休憩いたします。
午後零時五十分休憩
午後一時三十分開議
休憩前に引き続き会議を行います。

○西田委員 日本維新の会の西田議員です。
どうぞよろしくお願ひいたします。
この会社法はポリウムが、本当に大変な量が
ございまして、資料を見れば一目瞭然でございま
すけれども、それだけ、この会社法によつて日本
の企業価値をいかにして高めていくか、コーポ
レートガバナンスの強化、そういった観点への思
ひが詰められているのではなからうか。

実際に、平成二十二年、法制審議会、そして二
十三年、中間取りまとめがまとめられ、パブリッ
クコメントを募集され、そしてさらに法制審議会
でそれに基づいて議論を深めて、今回の改正。衆
議院の調査室がまとめたいただいた要点だけを
見ましても二十七項目と、本当にたくさんある
ポリウムのある今回の会社法改正なんだという
ことを思うわけでございます。
中には、きょうも午前中の質問で、例えば社外

取締役等については本中に身の濃い議論がされておりました。多種多様な意見が今なおあるというところを改めて認識するものであります。午前中はむしろきちんと義務化という方向での議論でございましたが、今の法案でいいとする意見も今なおたくさんあるかと思っております。

例えば、企業の自主性あるいは企業の形態に依じたそれぞれのやり方をやはり尊重すべきではないかと、もしくは人材の面でも言及がございましたし、今の法案の社外取締役の部分に関しての賛成する意見を聞いても、それはそれで、なるほど、ごもつともだなというところがたくさんあるわけがございます。

実際、株式会社の数になりますと、八万社、登記上超えているわけでございます。その全ての会社の必要性やニーズを完全に把握、その状況を全て把握して、そしてさらにルールにするという中にあるのは、その状況や必要性にそれぞれ順位づけをしていくということが恐らく背景であったらうかと思っております。私は、これだけ多種多様な企業のニーズに優劣をつけて、もしくはその状況を把握して順位づけをしていくといったことが果たして可能なのかといったことについては疑問があるわけでございます。

むしろ、今回の会社法改正というのは、今の会社法よりも別の形態の方が企業の多種多様な選択をより可能にさせる、そういった可能性を持つからこそ改正をするんだといった形態のものであるべきなんだらうというふうに思うところでございます。

実際、社外取締役等について議論がございましたけれども、それ以外にもたくさん論点がございました。パブリックコメントに寄せられた意見を見ても、ほかのパブリックコメント等ではなかなか見受けられないんですけど、例えば最高裁からの意見が寄せられてあつたりとか、あるいは経産省からも意見が寄せられてあつたりとか、他省庁からも、今回の会社法に対しては、賛成、反対含めて非常にさまざまな意見が寄せられて

いるなといった感想を持ったわけでございます。きょう、最高裁判所からも、そしてまた経済産業省からも参考人でお越しただいておりますので、順次お聞きをしていきたいと思っております。

例えば、パブリックコメントの中で、最高裁からの提案といえますが意見といますか、なされているんですけども、一つは、多重代表訴訟の制度の創設についてでございます。これは、いたずらな争点化を予防する措置や取り扱ひの管轄についての意見を最高裁から出されていらつしやいます。また、キャッシュアウトの定めるところでは、この制度の創設は賛成ということでありまして、内容の一部、例えば取りやめや無効の定めについては、最高裁としては違った意見を持つていらつしやいます。さらには、組織再編については、株主からの差しとめ請求を認めることについては必要なしといった意見が最高裁からも出されておるわけでございます。

当然、これは平成二十三年、そしてその後、約二年間の間議論されてきたんだらうと思っておりますけれども、さあ、いざでさう上がったこの会社法改正案について、これまでそういった意見を出された最高裁としてどう評価されるのか、これをお聞きしたいと思っております。

○永野最高裁判所長官代理者 お答えいたします。会社法の改正につきましては、今まさに本国会で御審議されているところでありますので、最高裁として本法案の内容について御意見を申し述べることが差し控えていたのだと思っております。

ただ、今委員の方から御指摘のございましたパブリックコメントにつきまして、若干御説明させていただきたいと思っております。

パブリックコメントにつきましては、法制審議会では会社法の見直しに関する中間試案についてパブリックコメントに付された際に、最高裁の方で、現場で裁判実務を担当している裁判官に情報

提供いたしました。その結果、幾つかの意見が寄せられましたので、その意見の状況を取りまとめ法制審の御審議の参考に提出させていただいたものでございます。

そういう意味では、もとより最高裁としての意見を表明したものではありません。これらのパブリックコメントにつきましては、法制審議会において検討材料の一つとして御審議をいただいた上で、要綱案どおりの内容になったものと承知しております。

いずれにいたしましても、最高裁判所といたしましては、改正法が成立した場合に、法の趣旨に従った運用がなされるように努めてまいりたい、このように考えております。

○西田委員 ありがとうございます。

パブリックコメントに最高裁から意見が寄せられているというふうに見受けられたものでしたから、一方でこれはすごいことだなと思いつながら見ておつたんですけども、今のお話ですと、恐らく判事の皆さん方の個人の意見を取りまとめた、参考までにということでございますね。腑に落ちるところでございます。

ただ一方で、経済産業省にきょうお越しただいておられるわけでございますが、経済産業省からは、この調査室がまとめた二十七の要点の中で、意見の段階で、確かにこれは大賛成だというものも多数見受けられますけれども、一方で、これは反対だ、あるいは、導入するに当たつてもいろいろな提案を経産省としても出されておるわけでございます。

例えば、社外取締役の要件の対象期間については、もうこれだけスピーディーな世の中になつてきたので、十年では長過ぎるので五年でいいんじゃないかならうか。あるいは、会計監査人の選任についての改正でございますけれども、現行法の中での議案提出請求権や同意権等で十分その独立性が確保されているから必要ないのではないかな。あるいは、支配株主の異動を伴う募集株式の発行、これについては例外を認める新しい提案をされて

いらつしやいます。

多重代表訴訟についても、現行法下で、子会社の取締役問題があつたとき、親会社の株主保護は親会社の取締役の責任を追及することと十分担保できるということで、多重代表訴訟については導入は反対を表明されていらつしやいました。

さらには、親会社が子会社の株式を譲渡する際に株主総会の特別決議が必要とする改正、これについては、事業譲渡と同様に扱ふのは適切という理由で反対もされていらつしやいます。

さらに、組織再編についての株主の差しとめ請求を認めることは、濫用の懸念から必要なし。株主名簿の閲覧に対しては、株主権の適切な行使という観点から意見も述べていらつしやいます。

このように、今出てきた改正法は、当時、経済産業省として明確に反対をされたり、あるいは違う観点からの意見の提案もなされているものが多数あるわけでございますけれども、まず総合的に、今回の会社法改正に対して経産省としてどう評価されるのか、お聞きしたいと思っております。

○広瀬政府参考人 お答え申し上げます。

経済産業省といたしまして、近年、経済活動がグローバル化している、それから産業新陳代謝を促進しなきゃいけないという観点から、いづれにしましても、社会経済的に望ましい企業統治、コーポレートガバナンス、これを実現していくということは非常に重要だというふうに考えております。

それで、今般国会に提出されております会社法改正案の取りまとめに向けて、委員御指摘のとおり、幾つかの論点につきましては経済産業省として、例えばグループ経営とか、あるいは組織再編を活用した競争力の強化に向けた企業の取り組み、こういったことを阻害することはないかという観点から、中間試案の段階での評価として、若干の問題提起とかあるいは慎重な意見を述べさせていただいたことも事実でございます。

ただ、その後、法制審議会におきまして、こうした意見も踏まえながら、有識者も交えて、幅広

い観点からじっくりと議論が行われて、私どもとしては、企業実務に与える懸念を払拭する形で具體的な結論が得られたものというふうに承知をしておりますので、現在御審議いただいている法案につきましても、経済産業省といたしましても積極的に評価しているところでございます。

○西田委員 確かに、この中間取りまとめで意見を出されてから二年間でいろいろ御議論をされてこられてのことだと思えますけれども、ただ、当時の意見を見れば、まるつきり反対、正反対のところもあるわけですね。この二年間で議論がされて、確かに、今納得がいける形になったというふうにおっしゃいましたけれども、後顧の憂いがないのか、多少根に持つていらつしやるのか。これはこちらが推察する話ではないですけれども、いざ、こうして出てきたわけですから、経済産業省と法務省が仲よく、先ほど申した企業価値の向上に向けての会社法改正ということで、一致団結して出されてきたものだろうというふうに思うわけでございます。

ただ、表面向きはそうであつたとしても、やはり潜在するいろいろなニーズであつたり多様な考え方を本当に担保できたのかといった点、ここは正直疑問があります。

なぜ疑問があるかといいますと、先ほど申したように、やはり全ての価値やニーズを把握し切れるなんというところは決してないと思うわけでございます。こういったルールをつくるべきときというのは、大抵、ルールをつくつたときに、それを守らなかつたら例えどつたという損害があるのかとか、つくつたことによつて逆にどつた損害があるのかとか、そういった特定の利益を想定しながらルールづくりをされることにならうかと思うわけですから、大抵、特定の利益なんというのは余り長い将来のことまでは想定できないわけですね。

ですので、短期的に、恐らくこうした方がいいだろうということでルールづくりが行われていくと思うんですけども、短期的な、こうであれば

いいだろうというルールづくりというのは、えてして規制の強化につながることも多いわけであります。

実は、先ほど奥野副大臣が、肉食系、草食系があつて、何も肉食系に転換をするということじゃなくて、草食系だけでも、これまで確立してきた秩序の中での文化であつたり風土を大事にした上で発展していくんだとおっしゃいましたけれども、一方で、短期的な視野に立つて規制を入れていくと、そういったものまでも破壊しかねないという懸念もあるわけでございます。

ですから、私は、やはりルールづくりというのは長期的な視点というものが決してないがしろになつてはいけなかなというふうに感じているところでもあります。

そういった中で、大臣に今回の会社法改正の目的を改めて伺ひたいと思うんですけれども、やはりこれだけ各省庁、経産省さんからですけれども、真つ向から反対するような御意見も寄せられた。そして、実際の実業界、産業界からも多種多様な意見が寄せられて、中には、AとBがあつたら、間をとつて妥協しようじゃないかというふうな形で改正も見受けられます。果たして、そういった妥協や譲歩ということでの今回のルールづくりがされたのが適正だと言えるのかなというふうな疑問も私は感じております。

そういったことも踏まえて、多種多様な意見がまださまざまある中でこれだという改正を出された、その目的を改めて大臣に伺ひたいと思ひます。

○谷垣国務大臣 法務省が所管しておりますのは、いわゆる基本法、刑事でいけば民法、商法、あるいは民事訴訟法、刑事でいけば刑事訴訟法、刑法、こういったような基本法典を担当しているわけですが、恐らく、こういったような基本法典を改廃するとなると、社会の一番基本的な仕組みをつくるわけですから、やはり相当大きな価値観の対立が出てくるのはしばしばだと思います。実は私、閣僚を幾つかやらせていただきました

が、前にやらせていただいた財務省の仕事と法務省の仕事は随分違うなと思うことがしばしばでございます。

財務省の仕事は、最後、基本的に、国民からいただいた税をどう配分するかとか、あるいはどういふところから税をいただいくるか、言つてみれば、経済的利益を、どこから出していただき、どこに配分していくかという最終的にはお金の話、言つてしまえばそうですね。ところが、法務省の仕事は、しばしばそういう一番基本的なルールをつくつていくについての価値観の対立が最後出てまいります。

どつちが難しいとも言えないんですが、極めて乱暴に申しますと、財務大臣の仕事は、金で解決がつくことなら俺がやる、解決つければ、法務大臣の仕事は、けんかで解決がつくなら俺がけんかしてくるという、極端に言えばそのぐらいの違いがあるのかなと思つているところでございます。

それで、この会社法の分野は、平成十七年に改正をして、十八年からこの法律が行われているわけですが、その中で指摘されてきたことが二つございまして。

一つは、もちろん会社法をつくつたときからさうでございしますが、やはり、日本の企業統治というのは改善の余地が非常に多いのではないかとこの問題意識がずっとございまして、それは日本の企業、収益力も低い、あるいは株価も低迷しているという、内外の投資家の日本企業に対する不信感といひますか、もう一つ信頼が足りないというところがあつて、それは、取締役、つまり会社の執行体制に対して、いろいろな観点からの意見が入つてきて、そこでもまれるということが少ないんじゃないかという投資家の見方があつたと思ひます。

それを今回は、社外取締役を活用することによつて、そういう会社の執行体制に対する監督のあり方というものを改善できるのではないかといいことが、もちろん、いろいろさういふ先ほど申しましたような価値観の対立がございしましたけれど

ども、一応このように整理して御提出ができたというところであります。

それからもう一つは、親子会社といひますか、今の企業は非常に複雑になっておりますので、そういう企業結合法制といひますか、そういうあたりで、やはり足らざるものを今回入れていこうというところでございまして、狙いといひばさういふことになるわけだろつと思ひます。

これで、日本の企業体質について国際的な内外の投資家からの信用が高まり、経済の効率性が上がつていくことに資すればというふうに考えております。

○西田委員 ありがとうございます。

価値観の対立が法務省所管では多いというお話、やはり基本法を扱つていらつしやる法務省ですから、結果としてそうなることなんだろうというふうにも思ひます。

この会社法もさうですけれども、やはり企業の自主性、経営者は当然、自分の会社の利益をいかにして最大化させるかということを考えない経営者はいないと思ひます。株主だつてさうであらうと思ひます。ですから、株主だつてさうであらうというものを欲しているというのは、やはりなかなか完全に把握はし切れません。

そういった意味では、基本法制というのは、そういった構成する方々が、自分の目的、その方ですらどういふ結果が来るかわからない中で、そういった目的に向かつて突き進むことができる最善の機会を提供し得ることができるよう法律でなければいけないというふうに思ひます。結果として抽象的なことになつてしまふかもしれません。が、やはりそれが基本法におけるルールなんじゃないかろうかといひたことを思うわけでござい

ます。

残り時間で、ちよつと細かい点を何点か伺ひたいと思ひます。

一点、先ほど何度か議論になりましたけれども、社外取締役を置かない相当の理由というところでございます。これは、相当か相当でないとい

うのを判断するのは、結果、誰になるのか、教えていただければと思います。

○深山政府参考人 社外取締役を置いていない場合に、置くことが相当でない理由というのは、第一義的には、もちろん取締役が株主総会で株主に説明をする、そのことによつて、会社の最高意思決定機関である株主総会においてその取締役の報告の内容や適否というものが最終的には審査をされ、取締役を選ぶ権限があるのは株主総会です。で、そういう形で、最後は取締役の適格性の評価というところに結びついていく、基本的な仕組みはそういうことだと思えます。

○西田委員 ありがとうございます。株主が判断をし、そしてその評価は取締役の責任ということとございますね。

次の観点でございます。

委員設置会社ですけれども、一時期、設置会社の数は伸びているんですけども、ここ最近ではまた減ってきているわけでございます。この背景についてどのように御認識されていらっしゃるのか、お聞かせいただければと思います。

○深山政府参考人 今御指摘のあった、委員会設置会社の形態を採用する上場企業は近年多少の減少傾向にあるというのは、御指摘のとおりでございます。具体的には、二〇〇九年には七十一社であったものが、その後、少しずつではあります毎年減少して、二〇一三年には五十七社になつております。

もともと、減少しているといつても、ピーク時と比べて全上場会社の中で十五社程度の減少ですので、その理由というのは個別の会社の事情によるところが大きいものと思ひまして、むしろ問題なのは、委員会設置会社を採用する会社の数が極めて少数にとどまっているということ自体にあると思つております。

その理由として一般に指摘されているところは、社外取締役が過半数を占める指名委員会として報酬委員会に、取締役の候補者の指名と報酬を幾ら払うかということの決定を委ねる、そのこと

自体に抵抗感がある会社が多いということにあるのではないかと考えております。

〔委員長退席、土屋（正）委員長代理着席〕

○西田委員 ありがとうございます。

もう一点、細かい点でございますけれども、多重代表訴訟の制度の創設とあわせて、親会社の取締役あるいは取締役会に対して子会社の監督責任が付与されるわけでございます。これに対しては、子会社の自主性であったり阻害するのではなからうかという反対意見が寄せられています。これについてどう考えていらっしゃるのか、お聞かせいただきたいと思います。

○深山政府参考人 多重代表訴訟の制度というのは、完全親子会社の関係にある、一〇〇％子会社の関係にある場合に限つてのものであります。いわば親会社の一部のような関係に実質はなつております。

したがつて、子会社に対する過剰な親会社からの介入になるというのは、形式的にそう見える面はないわけではないんですけども、一〇〇％子会社であることを前提としますと、いわば経済的に見ると一つの会社の内部のような面もございますので、一般的な意味での親会社、子会社の関係を親会社が子会社に過剰に介入するということとを、何かそういう道を開くというものではないと思つております。

○西田委員 御答弁ありがとうございます。

会社法本体についての質問は以上にさせていただきます。次に、整備法について質問させていただきます。

今回の整備法、会社法改正に沿つて九十五本の整備法改正が出されて、これが結果として分厚い冊子の要因になっているわけでございますけれども、一方で、その中で、水俣病特別措置法、これも関係する法律でございますが、これについては今回、整備法の改正案に入っておりません。このことについて、なぜ入っていないのか、法務省御当局にお伺いしたいと思います。

○深山政府参考人 今お話に出た整備法案は、各

省庁において会社法の改正法案に伴う整備が必要であると判断した法律の改正規定を一本の法案に取りまとめる形で立案したものでございます。

ある法律の改正規定を整備法案に設けるかどうかという判断は、その法律の所管省庁の御判断とすることになりますので、整備法に確かに、水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法、いわゆる水俣病特措法ですけれども、この改正規定が含まれていないということにつきましては、所管省庁である環境省の御判断によるものであつて、法務省からそれ以上具体的なその理由等のコメントはできないものということとでございます。

○西田委員 ありがとうございます。

民事局長、もう一点。

九十五本あるわけでございますし、この水俣病特別措置法も関連するということで、手続としては、法務省側から例えば環境省に対して、所管する法律で関連するのがあるんですけどもという、環境省に限らずほかの省庁もそうだけれども、法務省主導でなされたわけでしょうけれども、水俣病特別措置法は、法務省が改正しませんでした。環境省さんの判断で入っていない、こういう理解でよろしいですか。

○深山政府参考人 今回の会社法の改正法案は非常に影響するところが大きいものですから、時々こういうことをしますけれども、大きな法案を立案する場合には各省説明会というのを開いて、関係のある各省庁の担当者に来ていただいて、改正法案の概要を説明いたします。

水俣病特措法につきましては、所管省庁である環境省から、子会社の株式等の譲渡について株主総会の決議は要しないということと内容とする特別を置くかどうかということについて協議を受けました。その後、環境省においてさまざま検討を続けているというふうに聞いておりましたけれども、結論的に特則は置かないこととしたという連絡を受けました。

その結果、先ほどのように、環境省の御判断と

いうことで、特措法を整備対象としないということにして法案を立案したものでございます。

○西田委員 きょうは環境省からお越しいただいております。今の民事局長の御答弁でございました。環境省の御判断としてお入れにならなかったその理由について、お聞かせいただきたいと思ひます。

○鎌形政府参考人 お答え申し上げます。

御質問の点は、子会社の株式譲渡に関する改正規定とのかかりということと理解いたしますけれども、水俣病特措法におきましては、水俣病の原因企業が事業を行う子会社の株式を譲渡しようとするときは、あらかじめ環境大臣の承認を得なければならぬとされております。また、救済の終了及び市況の好転まで、暫時それを凍結するということが法律上規定されてございます。環境大臣の承認の要件といたしましては、認定された患者の方々への継続的な補償金が確保されることや、公的債務の返済に支障が生じないと見込まれる、こういったことなどが定められてございます。

今回の会社法の改正案におきまして、子会社の株式譲渡を行う親会社に対して株主総会の特別決議を義務づけるということになつたわけでございまして、これにより、水俣病の原因企業が子会社の株式譲渡を行うとする場合には、特措法に基づく先ほど申し上げました環境大臣の承認に加えて、株主総会の特別決議が新たに必要となる、こういうことでございます。

今回の会社法改正につきましては、水俣病の原因企業にその部分が適用されるかどうかにかかわらず、水俣病特措法の環境大臣承認の要件というものには変更はございません。

そうしたところの中、環境省といたしましては、まず水俣病補償、救済の観点から、水俣病の原因企業の株式譲渡については、被害への補償や救済が確保されるように、この特措法に基づきまして環境大臣としての判断をしつかり行うことがまず重要であるという認識、それから、株式譲渡

海外から日本の株式会社がどうあるのかというの
も、どちらかというと制度をシンプルにした方が
海外の投資家からわかりやすいという面があると
思うのです。

それを考えますと、やはりスクラップ・アン
ド・ビルドをしていくべきではないかというよう

な印象を私は持ちました。

その点からいいますと、例えば、委員会設置会社、東証第一部上場企業では二・五％しかないと同つております。これでは使われていないので、これなどは廃止してもいいのかなというような、ちよつと暴論かもしれないけれども、思いました。

そこで、谷垣大臣にお伺いしたいのですけれども、新しいものをつくるのもいいんですけれども、このように余り使われていないような組織形態というのを、これからちよつと、削除というの

か、認めないような方式みたいな、スクラップ・アンド・ビルドという考え方を取り入れるべきだ
と思うんですけども、いかがお考えでしょう

か。
○谷垣国務大臣　今、高橋委員が、極めて今の制度は複雑過ぎるんじゃないかという御意見をおつ

しゃいました。私も、実は今回、会社法を答弁するに当たりまして、教科書をまた新たに買い込みまして読んでみたら、あつ、有会社もなくなつ

てしまっているんだとか、結局のところ、平成十七年の改正は、何というんでしょうか、多様な機関、それぞれの企業規模や企業の実態に応じて多

様な選択肢を用意しようという考え方であるんだと思うんですね。

し、中心になっている制度がそんなに、よく読んでもみますと、中心になって、中心的に利用される制度がそうたくさんあるわけでもありませんの

で、学生に教える便宜からいえば、教授がよくそのところをお考えになって、やはり一番中心になるところから説明していけば、必ずしもわかり

にくいわけではないのかな。かなりにわか勉強の

者が無理して言つてはおるんですが、そういう気持ちがいります。

それで、スクラップ・アンド・ビルドをせよ、こういうことですが、今回の目玉が、先ほどおっしゃいましたように、監査等委員会設置会社というものを新たに作る、これが一種の目玉であるということはおっしゃるとおりだろうと私も思います。社外取締役の選任を促して、その機能を活用して要するに会社の執行体制に対してきちっとガバナンスができるようにしていこう、こういうことでございますが、これも、会社の選択肢、今までの十七年につくられた会社法の選択肢をふやすという観点で考えられておりまして、今までの監査役設置会社あるいは委員会設置会社、こういうものに否定的評価を加えているというわけでは必ずしもございません。

それから、委員会設置会社制度につきましては、これも社外取締役を活用していただくということでつくった類型です。しかし、これはこれで、確かに使われている数は少ないんですが、社外取締役を活用していく上で一定の評価を受けているのではないかと思っております。実務界から、もう煩わしいからこんなものはやめてしまえという意見は、まだ私は余り聞いておりません。したがって、これまで採用される例が必ずしも多くなかったとしても、委員会設置会社というようなものを廃止する必要ではないのではないかと、ということで、今回のような御提案にさせていただきます。

○高橋(み)委員 ありがとうございます。

私が学生の勉強の観点から初めに言ったものですが、そこがちょっとメーンで答えられてしまったのかもしれないんですけども、ただ、やはり海外から見ると、わかりやすいかなという観点を私は心配しております。いろいろな評価を受けるかはこれからだとは思いますが、それでも、余りたくさんあり過ぎてちよつとわかりにくいというのは否めないかなと思っております。

今回、この新しい監査等委員会設置会社ができた場合、これからまた、今までありました三委員会がどうなるかというのを注視していきたいと、やはりこれを持続していくべきなのか、やはり要らないのかというのはいちよつと考えてもいいんじゃないかと私は思っております。

今回の改正では、上場会社のほとんどが採用します監査役会設置会社におきましては、社外取締役を置くかどうかというのは会社の任意の選択にかかわっているとなっております。東証一部上場会社では、社外取締役を置く会社が約六〇％と言われております。そのため、このような監査役会設置会社におきましては、取締役会の業務執行者に対する監査がいまいちだった、失礼しました、置いていない会社がいまいちですね。ですから、もう少し業務執行者から独立した社外取締役の監督機能を活用すべきだということからは、社外取締役をもつと取り入れていくべきだというのは私も理解しております。

ただ、ここで民主党さんにお聞きしたいんですが、けれども、民主党提出の会社法の一部を改正する法律案では、一定の大会社には、取締役のうち一人以上は社外取締役でなければいけないというような法律の改正案をつくっていらつしやると思えます。私も、先ほどから申し上げましたように、社外取締役にお願いします会社の監督機能の重視という点からは、その点は特に評価はしているんですが、けれども、一人とは言わないで二人、もつと言えれば半数というように、もう少し社外取締役を多く入れるべきだという法律の改正案でもいいのかなという印象を受けております。

そこで、今回の改正案におきまして一人にした理由というものを教えていただければと思っております。

○階議員 御質問をありがとうございます。

委員が先ほど、今回の法案の目玉として監査等委員会設置会社というのを挙げられましたけれども、まず、その形態をとる場合には、社外取締役は複数になるわけでありまして、

それから、従来からある監査役会設置会社、こちらについては、御指摘のとおり、我々の法案が仮に通つたとしても一人でも足りてしまうということなんです。これにつきましては、確かに、少ないではないかということもあるんですが、現状を見ますと、社外取締役選任企業比率は委員御指摘のとおり六割を超えておりますが、社外取締役がどれぐらいの人数選任されているかといいますが、だんだんふえてきているとはいえ、調査室の資料で見ても、二〇一三年、三〇・四％ぐらいという割合しか二人以上というところはないわけでありまして。

そういう現状を踏まえまして、一口に上場大会社と言っても、株主構成を初めさまざまな事情があるだろうということで、今般の改正案においては、義務づける社外取締役の数は一名以上とした次第であります。

ただし、企業統治のさらなる強化という観点からは、御指摘の複数の社外取締役の設置義務づけという制度は十分に検討に値するものと考えます。

我が党といたしましては、今般の改正案において、社外取締役をまずは一名設置を義務づけて企業統治の強化を一步前進させつつ、複数の社外取締役の設置については、維新の会を初め皆様と一緒にさらに議論を深めさせていただきたいと考えております。

○高橋(み)委員 ありがとうございます。

では、政府案では、民主党案と異なり、一人の設置も義務づけておりません。これでは、安倍総理が求めました、内外の投資家の信頼を得て投資を促進し、日本の成長を促すという観点からは、残念ながらちよつと遠いという感じが否めないんですけれども、この点、いかがでしょうか。

○深山政府参考人 今般の改正の議論をしていたいた法制審議会の会社法制部会でも、今委員御指摘の、社外取締役の選任を義務づける、少なくとも一名義務づけるかどうかという指摘があり、その義務づけをするかどうかをめぐって、けんけ

んがくがくの大議論になりました。大きく二つの意見に分かれたわけですが、社外取締役に監視される立場にある業務執行者が自律的に既に選んでいる例が六割ぐらいあるわけですが、けれども、これに委ねているだけでは不十分で、既に六割まで選んでいるんだから、もう法律で一律義務づけたらどうかという意見と、いや、義務づけをする、かえって、各会社それぞれが工夫をして自分の会社に合ったコーポレートガバナンス体制を構築する、そういう傾向を阻害してしまつて、形式に流れる、むしろ、導入というのは自由な選択に委ねる、それで促すというのがよろしいという考え方というのが、最後まで激しく対立をいたしました。

その結果、法制審議会の議論の取りまとめとしては、会社法で一律の義務づけまでするという点についてはコンセンサスが得られませんでしたので、そういう法案にはなっておりませんけれども、しかし、社外取締役の機能を活用するために、その選任を強く促すというシステムを導入することでコンセンサスが得られた、こういうことでございます。

○高橋(み)委員 ありがとうございます。

きつと、導入をしにくい、お金を社外取締役にかけたくない、企業の内部のことを見られたくないという企業さんの圧力が余りにも強く、今回は残念ながら一人の義務化ということとはできなかったのではないかなと思うんですが、いろいろなほかのものとなるべく社外取締役導入を図るということでありますので、ぜひその点では頑張っていたきたいなと思っております。

ちよつと細かいことになっていくんですが、今おっしゃったこととちよつとかぶると思うんですが、今回の法改正で、社外取締役を置くことが相当でない理由というものを定時株主総会において株主に説明することが必要になるというふうにされるということを聞いております。

社外取締役を置くことが相当でない理由という

のは、実際はどんなものなんだろうかと私は考えていました。私が考えるところは、例えば、特殊な研究機関で秘密厳守が求められるような場合。この場合は、社外取締役を置かなくてもよいような場合、それを株主に言えば株主も納得してくれるし、周りの投資家たちも納得するんだろ、というイメージを持ったんでいいけれども、残念ながら、それ以外は、特別な、その相当な理由というのを考えても余り思いつきませんでした。

そこで、実際、政府としては、どのような業種などで、どのような理由がこのような相当な理由ということに該当すると考えているのか、一例をお示ししていただければと思います。

○深山政府参考人 相当でない理由とは具体的にどういふものかというのは、何度か御答弁しているように、各会社の個別の事情によつて異なると思いますので、こういうことであればそれに当たるといふことを一概に述べることもなかなか難しいです、こういう業種のこういう場合ということをごで言うというのが適切かという点もちょっと疑問でございます。

ただ、今言われた、極めて業務の内容が特殊、専門的である業種というのもあり得ると思います。そうすると、社外の者が、およそ業務、営業の内容、事業の内容を理解できないというようなことがあるとすれば、社外取締役がその機能を発揮しようにも、事業内容の把握ができない、余りに専門的、特殊であるためにということがあり得るように思います。

ですから、今委員が御指摘になったようなケースで、一定の条件が重なる、相当でない理由が説明できる場合があり得るのではないかと、これは、そんな感じが私もあります。

○高橋(み)委員 そうしますと、極めて特殊な業種で専門的な会社以外は、余り相当でない理由というところは想定できないというような解釈でよろしいでしょうか。

(土屋(正)委員長代理退席、委員長着席)

○深山政府参考人 これは、業種だけの問題ではなくて、その会社のその状況、さまざまでございます。今私が申し上げたのは、委員が挙げた例で、例えばこういうことはどうかということであるとすれば、それは当たり得る場合があるのではないかと、それを申し上げただけで、それが典型例で、ほかの類型はおおよそ考えつかないということをおし上げるつもりはございません。

○高橋(み)委員 ありがとうございます。

私も、個別具体的な例があるというのは当然理解はしておりますけれども、やはり、今の現状、最低一人ぐらひは社外取締役を入れた方がいいんじゃないかなという意見でこの法律が改正されている以上、余りにも広くその相当な理由と認めてしまうと、この改正の趣旨を没却するということにもなりかねませんので、これは注視していかなければいけないと私は思っております。

今回の改正では、取締役や社外取締役の社外性の要件で、重要な取引先の関係者でないことという要件の追加は見送られたということをお伺しております。

重要な取引先の会社の方が、ある会社の社外取締役になる場合、もともと社外取締役を雇おうとしている会社の利益なのか、重要な取引先の関係者の利益を図るのかというのがちょっとわかりにくくなってしまうと思います。また、せっかく公正な観点からその会社の経営を見ようとしているのに、重要な取引先の利益を考慮しようといつた、余りよくないことも起こり得るのではないかと、思っているんですけれども、今回、重要な取引先の関係者でないことという要件の追加をしなかつた理由というのを教えていただきたいと思います。

○深山政府参考人 今御指摘のあったように、アメリカなどの諸外国では、株式会社の重要な取引先の関係者はその株式会社と取引関係に基づく利害関係があるということから、重要な取引先の関係者でないことを社外取締役の要件としている例

も存在をいたします。

そこで、我が国においても同様に、社外取締役の要件に株式会社の重要な取引先の関係者でないことを追加すべきだという指摘もかねてよりございます。ただ、取締役が社外取締役の要件を満たすかどうかということは、その取締役が関与した取締役会決議の効力に影響する場合がありますので、法的な安定性の観点から、一義的に明確であることが望ましいと言ふことができます。

そこで、法律上、仮に株式会社の重要な取引先というのを社外取締役の要件に加える場合には、この重要であるかどうかの基準というのを一義的に明確にしなければなりません。その基準を検討するに当たっては、分析的に考えますと、取引先がその会社にとって重要である場合、会社が取引先にとつて重要である場合、両方に分けて考える必要があります。

まず、ある取引先がその会社にとって重要なかどうかというのは、その取引先の代替性があるかどうか、あるいは力関係、交渉力とか、あるいはその時々々の会社の事業に、どこに注力しているといった事業内容といったものに左右されますので、これを一律の基準でどういふ会社と法文で定義する、法令で定義するのは難しいと思います。また、その会社が取引先にとって重要かどうかというの、相手の会社の事情ですので、一律の基準で定めることはより難しい。

そういうようなことを考えますと、実は法制審議会の会社法制部会でも、重要な取引先の関係者でないことを要件とするのは是非について議論がされましたが、今言つた重要な取引先と言えるための法令上の一律の基準というのについてコメントを聞かせることができませんでした。また、その要件を加えるという考え方自体についても賛否が大きく分かれた。

したがつて、この点についてコンセンサスを得ることができなかったということから、今回の改正法案では、他国の例にあることは承知しながら、株式会社の重要な取引先の関係者でないこと

を社外取締役の要件とはしないという判断をしたものでございます。

○高橋(み)委員 重要なところが一義的に決まらないからというのはいわらないではないのですけれども、やはり他国にはあるということ。そして、ある程度密接な取引先であつた場合、その人がせつかく社外取締役になつたとしても、なあなあの関係になつてしまつて、余り社外取締役としての監査機能を発揮できないという場合は、せつかく今回改正をしたとしても趣旨が没却されてしまふ可能性もあると思います。これは今回の改正があつた後、また考えていかなければならぬものであると思つておられますので、これから御議論していただければと思つております。

これは私の杞憂かもしれないんですが、東証一部上場会社が社外取締役を置くことになりまふと、社外取締役に天下りをするという者がたくさん出てくるんじゃないかというところをちょっと危惧しております。

優秀な官僚さんの能力を生かすという点では、天下りというののも一定の評価があるのかもしれないんですが、もちろん行政と企業の癒着というの生まれるかと思ひます。多くの社外取締役が必要なんだ、ではそこにはやはり官僚さんが行くというふうなこともあるのではないかなというふうに危惧しております。

その点につきましてお尋ねしたところ、天下りとかは別の法制度で行うということも考えられるから、今回は関係ないという考えられないというお答えだつたんでありますが、この会社法の社外取締役の要件で規制しても構わないんじゃないかと私は考えますけれども、谷垣大臣、いかがでしょうか。

○谷垣国務大臣 天下りにどういふ問題があるのか、公務員の規律の問題としても、あるいは官民の癒着の問題としても、今までいろいろな議論を積み重ねてきまして、いろいろな対策があることは御承知のとおり。これは非常に重要な案件だと

もちろん、ほかの法制度で検討するということも、それはそれでいいとは思いますが、今回の場合で、今何もしない場合は、ある程度下りの温床になる可能性も否定はできないのか、また危険しておりますので、危険しているという

こういう責任限定契約を認めるという制度設計になっておりますのは、業務執行をあくまで行う取締役がいるわけですね。社外取締役は、みずから業務執行を直接行うわけではない、専ら経営に対する監督、監査を行うことが期待されている

社外取締役の問題を中心に、いろいろな大臣のお考え等を聞かせていただければと思うんです。

実は私、財務省をやめてから当選するまでの間、そんなに大きくない会社ですけれども、ある上場会社の社外取締役というのをやっていたんです。社外取締役をやってみて、確かに、日本の企

よくプロデューサー、ディレクターという比較をされますが、ハリウッドはプロデューサーがすぐくすぐれていて、世界じゅうからいろいろなものを寄集めていいものをプロデュースしていく、日本の場合はむしろディレクターが強いんだ

というように比較もされるように、どうも日本型の企業と英米型と随分違うという点があると思います。

そういう観点に立ち至つてみますと、もちろん、社外からいろいろな人が、プロデューサー型の人材も必要だと思いますので、入るのは大事な点ですが、社外取締役である必要があるのかなという点がございまして、やはり執行も監督も、意思決定というのは現場を知悉した人がやらないとなかなか困難じゃないかという実感があるんですけれども、大臣、いかがでしょうか。

○谷垣国務大臣 今、松田委員が御自分の経験からおっしゃった点は、私もかなり多くの経営者から伺ったことがございます。

実は、この委員会での御答弁を申し上げるのは初めてではないんですが、経済界の非常に大物の方と申し上げていいと思いますが、いや、それは、社外取締役といったってなかなか容易じゃないんですよと。委員のおっしゃったこととまさに同じでございしますが、たまにその会社に行つて、急にこれどう思うと言われたつてわからないんですよとおっしゃった方がいらつしやいました。そういう面は私は確かに否定できないだろうと思います。

しかし他方、その席におられたもう一人の著名な経営者が、最初にそう容易じゃないんですよとおっしゃった方に、いや、それはちよつと違うんですよと。つまり、これだけの大物の社外取締役に來ていただく、やはり説明しなきゃならない、この人にちゃんと納得できるように説明しなきゃいけないというところに緊張感があるんですよ、自分が育ててきた自分の後輩たちのような取締役がずらつと並んでいるところは何の緊張感もありません、こういう方に納得していただくような説明をしていくことにやはり意味があるということもあるだろうなというふうに思いました。

もちろん、いろいろな場合があると思いますが、一つで全てが妥当するとは思いません

し、特に、委員がおっしゃつたように、会社の業務執行に当たられるという取締役、執行を担当される方には、その現場あるいは工場等々のいろいろな技術のあり方というのに関しても、それは経験と見識があまりでないといけないのではないかと、このように思います。

業務執行を監督するという今回の社外取締役に期待されている役割、これはいろいろなものがあると思いますが、それは必ずしも現場力だけではない面があるのではないかと、そのことが日本の今のまでの企業統治に欠けている部分を補つていくかもしれない。まだどれだけの成果があるかわかりませんが、補つていくことを期待したいと私は思つております。

○松田委員 私の場合はそんな立派な大物でも何となくもなかつたものですから、私に説明しても全然意味がなかつたと思います。

実際、何があつたかという、月に一回、取締役会というのがある、そんなに大きい報酬をもらつていたわけじゃないんですが、社長さんが私を応援してくださつて、その社長さんの好意にきちんと応えなきゃいけないという方がどちらかという私の気持ちとしては先立つてしまします。

それから、その会社の現場をやはり知らないわけですね。例えば、海外にいろいろな工場を持つている、その工場を見ているわけでもない。では、実際、自分が中国とかいろいろなところに出かけていってその会社の工場を見て、そんな出張旅費を、迷惑をかけるわけにはいきませんし、そうすると、やはり現場を知っている取締役の意見が、ああ、そうなんだという感じで、それを上回るようなことを言おうとしても、それはかえつて会社を混乱させるだけというふうな感じになつちゃうのが多くの実態ではなからうかなという気がしないでもないわけですね。ということを私の体験として申し上げたいと思います。

今回の法改正も、企業の経営革新という観点から、日本再興戦略あるいは成長戦略の中で出てき

た話だろうと思います。日本再興戦略では、社内のしがらみや利害関係に縛られることのない社外取締役の導入を促進して攻めの経営を後押しするとか、あるいは、産業競争力の関係でも、内外の投資家の日本企業に対する信頼を高めて日本企業に対する投資を促進するということがうたわれているわけなんです。

ところが、実態を見ると、お手元に資料を配付させていただきましたが、この図表二の方をごらんいただきますと、左側の色のついているのが社外取締役の比率で、日本はこの中ではびり、社外取締役が半数以上を占める企業の比率が薄い棒グラフですが、この中間にほとんどの国が入るという状況で、こゝまで日本が特にアメリカ、イギリスと違うというのは何かやはり事情があるような、日本型の企業のやり方というか、そういうものがあるというふうに推察せざるを得ない面もあるんですね。

現実に、今般、従来の監査役設置会社、指名委員会等設置会社の次の第三の類型として監査等委員会設置会社が設けられるわけですが、これまで、第二の選択肢だった指名委員会等設置会社が占める比率が非常に低い。十何年か前に導入されて、期待されたほどふえなかつたというこの理由が何であつて、そして、この第三の選択肢を入れた場合、この第三の選択肢をとる企業はどれぐらいになるというふうに期待しているのか、お答えいただければと思います。

○深山政府参考人 今お話があつたように、会社法には既に、二人以上の社外取締役を必ず置かなければならない会社類型として委員会設置会社、改正法案では指名委員会等設置会社ですけれども、がございします。ただ、この類型の利用は、御指摘のとおり、極めて低い水準にとどまつております。

その理由としては、社外取締役が委員の過半数を占める指名委員会と報酬委員会が業務執行者の指名それから報酬の決定の権限を持つということに對する各企業の抵抗感があるということが指摘

されております。そこで、こういった抵抗感なく社外取締役を活用することができるとして、監査等委員会設置会社制度を導入することとしたものでございます。

もつとも、監査等委員会設置会社となるかどうかは各会社それぞれの実情に応じて選択することとなりますので、現時点においてどれだけの数の会社がこれを選択するかを予測するというのは困難でございします。もつとも、海外の機関投資家は社外取締役の選任を求める傾向が強くなりますので、海外の機関投資家が株主になつて監査役会設置会社を中心として監査等委員会設置会社を選択していくことを期待しているところでございます。

○松田委員 私がいろいろと目ごろから御指導いただいている元マッキンゼー東京支社長の横山禎徳さんという方がいらつしやいまして、彼は日本のほとんどの業種について経営コンサルタントをやつてきた経験で、日本のいろいろな上場会社の社長さんで、本場にこの人は社長になるべくしてなつたという方は、五十人のうちせいぜい二人ぐらいだとおっしゃつています。要するに、日本の場合、社長が引退すると会長になり、そして相談役になつても会社にずっとしがみついている、ちゃんと会社にいさせてくれるような後継でないと指名しない、結局、今の社長さんにすり寄つて、それで偉くなつた人が社長さんになつて、こういうような傾向が非常に強いというふうにおつしやつていました。

お配りした資料の上の図を見ていただきますと、これは日米英のCEOの報酬水準比較ですが、日本はアメリカの大体十分の一ぐらい、イギリスの五分の一というところで、やはり役員とか社長さんの報酬が、そのよしあしは別にして、実態面で見ると非常に低いということです。かつ、日本人は会社人間というように、生きがいは会社しかないということ、どうしても会社にしがついてしまふ。これがやはり、思い切つた経営改革というか、先輩に氣を使つてなかなか果敢なる意

思決定ができない、リスクがとれない、ここに非常に大きな問題があるようにも思っています。

ちなみに、日本の場合、会社共同体と言われるように非常に平等な、会社の中の役員報酬と従業員給与の比較をしてみても、これはある数字ですが、東証一部上場についての調査で、平均で二十三・〇倍ということなんです。例外が日産自動車、の百四十二倍なんですけれども、まあ二十三・〇倍。それが、アメリカの場合、売上高上位三百五十社では労使格差が二百七十二倍というような状態になっているんです。これは英米系企業と日本との大きな違いがあると思うんです。

社外取締役の比率というののも一つの切り口かと思えますけれども、企業の経営改革というのは、やはりもう少し、日本の例えば人事面だとかあるいは経営のあり方の根本のところ、よく、現象にあらわれている背後の主要矛盾に着目しなきゃだめだというふうに言いますけれども、表面的な社外取締役というののわかりやすけれども、その点について経営改革をやるのなら着目しなきゃいけないんじゃないかなという感じがしております。

それで、ちよつと時間の関係もありますので。私は、会社の経営改革ということを考えたときに、これは、日本の国の国柄とか社会のあり方とか、そういったものの特性に見合つて、会社制度の組み立てというのをしていく必要があると思うんです。

そこで、一見、法務委員会に関係ない質問かもしれませんが、ちよつと大臣に。

先般、私も、改革保守というのが私たち日本維新の会の立場でございまして、大塚大臣にも心強い御発言をいただいたんですが、集团的自衛権に関する内閣法制局の憲法解釈について、論理に飛躍があるというふうに批判された報道されておりますが、これは実際どうだったのかどうか。また、砂川事件判決は集团的自衛権行使容認の根拠になり得るというふうに大臣はお考えなのか。それを一言お聞かせいただければと思います。

○谷垣国務大臣 私は、閣僚として執務するに当たりまして、特に国会という権威のある場で御答弁をさせていただくということになると、議事録にも残ります。もちろん、閣内の一員として連帯して責任を負わなければならない。全てにわたつてそうでございしますが、自分が直接責任を負えないことを、いろいろ考え方は持つてゐるにしろ、自分が直接職責を担っていないことを国会で答弁することは極めて自制的であるべきだとみずから言い聞かせながら仕事をいたしております。

それで、こう思いましたのは、松田委員も財務省の御出身でございしますが、私も委員の御出身の役所で閣僚をやらせていただきましたとき、もう今から十年以上前になるでしょうか、ちよつと今の島根県知事が財務官でいらして、溝口財務官とコンビを組みまして、一年間で三十数兆、為替介入をいたしました。

これをするについては、かなりアメリカ等々の理解とかEU諸国のいろいろ反応がある中で、あらかじめ根回しをしたりとかいうことで、かなり苦心をして財務官も取り組まれたと思ひますし、私自身も、それだけの金額を投入して為替介入をしていくということには、日々、相当緊張感を持つておりました。

そのときに、率直に申し上げると、気軽に閣僚がいろいろなところで、特に国会の委員会なんかで、よくその辺の背景も御存じなく発言されるのを、極めてはらはらする思いでいたことがございまして、よくそういう閣僚のところに向つて、あなた、頼むからしばらく黙つていてくれよというようなことを申し上げた経験がございします。

そういうことがありまして、私は今、松田委員のお問いかけなんです、実は弱つたなと思ひました。ただ、この間、記者会見である程度お答えしたことも事実でございしますので、差し支えない範囲でお答えができたと思つております。

実は、あの議論は、我が党の中で、高村副総裁が、いろいろな集团的自衛権を見直したらどういう解釈になるかというふうな議論をされておりました。

して、閣僚としては、集团的自衛権をどう解釈していくかという法制局答弁に集約されているものはまだ変わっておりませんので、私は非常に申し上げにくいんです。

ただ、高村さんのお考えをある意味で私なりに解説するというようなことで申し上げたんですが、それは、砂川判決が集团的自衛権の解釈に妥当するかどうかということにも関係してまいりますが、砂川事件がどこまで射程距離があるのか、古い判決でありますから、集团的自衛権、個別自衛権ということまで視野に入れたものであるのかどうか、私、よくわかりませんが、必ずしも視野に入っていない可能性もございします。

ただ、私、最近の法制局見解を十分検討しているわけではないですが、サダム・フセインがクウェートに侵攻した当時、かなり網羅的に日本の内閣法制局の集团的自衛権の解釈を勉強した記憶がございします。そのときの私の記憶は、基本にやはり砂川判決があるなと思ひました。それは、要するに、必要最小限の自衛力は日本国憲法も認めているというコンテクストの中で、つまり、ある意味での、砂川判決を一部下敷きにして、内閣法制局の見解の下にそういうものがあるという感じを受けました。

それに加えて、必要最小限であるから、したがって個別的自衛権のみ許されるというのが、極めてラフに言えばそういう解釈でございしますが、そこに本当に水も漏らさぬ論理の構築があるのかどうかというのは、私はよくわからないなと思つて、しかし、内閣法制局がそのように判断をされた、閣議決定の上にそういう解決をされているのなら、それは政府の解釈として、しかもずっとそれが来ておりますから、確立した解釈でございします。

ただ、そこにいろいろな論理の組みかえの余地はあり得るのではないかと、私はそういう印象で今まで内閣法制局の見解を見てきたことは事実でございします。

で御答弁いただきました、どうもありがとうございます。

全く私も同感でございまして、論理的な構成がいまいちちよつと恣意的に過ぎるような気がしないでもないものから、我が党でも今ちよつと議論しているところでございますけれども、またこれは別の場でも議論していきたいと思ひます。

それで、私は、会社というもののやはり国家観と非常に重要な関連をしていると思ひます。例えば保守とかリベラルとか言われていますが、きょうはこの議論はいたしませんけれども、同じ資本主義にも、よく言われるように三つある。株主資本主義、国家資本主義、公益資本主義というのが。この第三の公益資本主義というのがこれからの選択肢だという議論はよくされております。

考えてみれば、価値観の多様化した成熟社会でもございしますので、単なる市場原理、株主にもうけさせるだけの会社ではないだろうというのがあります。また、中国のような国家資本主義でもない。そうすると、もう少し多様な価値観を反映した会社のあり方があつていいんじゃないか。

私は、社外取締役というのは、これは一つの機能として、もしそれを考えるのであれば、例えば、いわゆる企業の社会的責任を踏まえたような多様な人を社外取締役に迎へ入れるという考えがあつてもいいんじゃないかと思ひますが、大臣はいかがでしょうか。

○谷垣国務大臣 今、委員の御質問が、必ずしも私、正面から受けとめられているかどうかかわかりませんが、今回は民事基本法の改正でございしますから、やはり選択肢の多様性を留意した。率直に申しますと、明示の義務づけはしておりませんが、かなり義務づけに傾いております。ただ、どういふ人を社外取締役にしたらいいのか、そのあたりは、やはりそれぞれの企業の歴史と伝統と申しますか、社内風土というものに鑑みてお考えになる余地は私は十分あるのではないかとと思ひます。

そういうことで、私、今の委員のお考えをうまく受けとめたかどうか分かりませんが、そういう意味での社外取締役の運用の仕方というのがあるのではないかと思います。

○松田委員 理想に向けて、私はいろいろな手法があると思うんですね。国が制度で強制して一つの理想に導いていくというのもそうであれば、これは全く自由に任せて、自由放任、だけれどもそこはマーケットが評価する、マーケットの評価に委ねる手法というのがあるかと思えます。どちらかというと、保守の立場というのは自立というのを旨としますから、企業はそれぞれ自分の一番最適というものを選んで、マーケットの評価を受けてくださいと。

そうやって考えていきますと、今回の社外取締役も、何もこれがいいと言うまでもなく、例えば各証券取引所が自分の市場をどういうふうにしていくか。自分の市場は社外取締役を設置した方がいいと考えるのであれば、自主規制みたいなものでつくっていくというのが本来の自立の考え方に即していると思うんですが、今般の法案にはそのような考え方というのが反映されているかどうか、ちょっと確認したいと思えます。

○深山政府参考人 御指摘のとおり、社外取締役の導入を促進するということを考えたときに、法律で義務づけるというようなことばかりではなくて、証券取引所の上場規則等で規律を設けることも一つの選択肢として十分考えられるところだと思います。

今回の法改正の前提となった法制審議会の要綱を取りまとめるに際して、民間における市場ルールによって社外取締役の選任を促すために、東京証券取引所等が定める規則の中で、上場会社は取締役である独立役員を一人以上確保するよう努める、そういう旨の規律を設ける必要があるという附帯決議を一緒にしております。

この附帯決議を受けて、東証では上場規則を既に改正しておりまして、上場会社は「取締役である独立役員を少なくとも一名以上確保するよう努

めなければならぬ」という努力義務の規定を上場規則に設けておりまして、既に本年二月十日から施行されております。

この改正法案は、上場会社等が社外取締役を置いていない場合には、置くことが相当でない理由を株主総会で説明するというルールを設けておりますが、これは、今の証券取引所の規則による努力義務をいわずに法律で裏打ちする、コンプライ・オア・エクスプレインのルールを日本的に取り入れたもの、こういうものとなっております。

○松田委員 最近、行動経済学の分野で新しい考え方が出てきています。それは、政府の役割というものは、いわゆる完全な自由な競争に任せるわけでもなく、政府が強制するわけでもなく、自由な選択肢、自由な選択肢を与えるという、いわゆる民間の経済主体に行動のベンチマークを与えて、各人がいいと思ったものを選択した結果として社会が望ましい方向に行くような、そういう経済学が非常に最近また出てきているんです。例えば建築基準法も、今の耐震基準というのが必ずしも十分でないといえれば、より厳しい耐震基準を設けてそれを標準仕様だとすると、ほとんどの人はコストをかけてもそっちの方を選択するというような、そういう研究結果もあるようです。

そういう点からいいますと、今回の仕組みというのは、社外取締役を導入しない企業はちゃんと説明しろというの、その一つの考え方を反映しているのかなというふうに思っていますので、その面は私も評価しないわけでもないんです。

それはそれとして、評価できる面はあるんですけれども、よく戦後レジームからの脱却とかいろいろなことが言われていますが、日本の戦後システムというのは、どうしても実質的社会主義といえますか、自民党も保守といえながら、どちらかというと社民主義的なことを掲げているいろいろなことをやってきた。そんな中で、企業のあり方も、最近コンプライアンスということがよく言われるんですが、日本の企業はナンバーワンは目指して

もオンリーワンは目指さないと言われていますけれども、コアコンピタンスという言葉がありますよね、これから独自性を目指していくということをしてやっていかないといけない。そういう時代に、どういう企業のあり方がいいのかということですね。

戦後の日本だけが日本ではなくて、自民党は日本を取り戻すということを掲げていますが、その日本というのはどの日本なのか。

いろいろな日本があったわけで、例えば、明治大正経済システムというのは、戦後のシステムとは大分違う風景がありました。私もちよつと勉強したんですが、企業の資金調達は、戦後は銀行融資が中心ですが、当時は株式が中心でして、資産の格差も非常にあって、それからリスクテイクをするいわゆる財閥みたいなものもあつたわけです。いわゆる資本家というのがいて、それから労働市場も非常に流動性が高くて、地方もすぐ自立のマインドが強かった。今のアメリカよりもアメリカ的な面があつたという日本がちゃんと過去にあつたんですね。

私は、これからの日本がもう一つ戦後システムを脱却するとすると、過去のそういう一つのモデルを日本はつくつたわけですから、例えばこの会社法も含めて、経済関係の法制度を考えていくに当たって、本当の意味でのアントレプレナーシップといえますか、真の資本家というのを日本に取り戻していく、いわゆるサラリーマン経営者の弊害と言われているかもしれませんが、そういうこともよく考えていかなきゃいけないと思いますが、大臣のお考えをちよつとお聞かせいただければと思います。

○谷垣国務大臣 松田委員の問題意識にうまくお答えできるかどうか分かりませんが、確かに、日本も、我々が今、これが日本だと思っているものが全てかどうかと、もう少し頭を柔軟にする必要があるなというふうに私は思います。

それと、もう一つ思いますのは、頭を柔軟にする必要はあるけれども、私はやはり、私の好きな

人は、何だかおらかさを持って前に向かって歩いていくような人が好きでございまして、日本の国も、何かつまらぬことにうじうじこだわるような日本じゃなくて、おらかな自信を持って前に進んでいくような日本であつてほしい、日本を取り戻すと言ふときもそういう日本であつてほしいと思っております。

なんという漠然とした話でございまして。今委員がおつしやつた中で、では日本の経済システムあるいは企業社会をどう発展させていくか。今回の会社法改正も一つはそれを狙いにしているわけですが、やはり一つは、経営者のリスクテイクというものが必要なんじゃないか、攻めの経営を行っていくといえますか。そして、経営者がリスクをとるといっただけじゃなしに、そういうリスクをとって新しい地平を開いていくという経営者に対して、それを理解して投資していく資本家の存在が必要だろう、私はそのように思っております。

ですから、そういうようなイメージのもとに健全な企業発展をどうさせていくか。そのためには、経営者がやはり適法かつ効率的な経営を行っていく、そしてリスクテイクも適正なものとなるように適正なコーポレートガバナンスをつくっていく、こういう発想が必要なのではないかなというふうに思っております。今回の会社法改正もそのための一歩になれば、こんな気持ちでおります。

○松田委員 どうもありがとうございます。

ややもすると、日本の弊害というのは、何でも悪いことが起こると一律に規制をして、一番悪い人に標準を合わせて、もつと志の高い人がいるのにその人たちががちに縛つてしまふ、いろいろなところでそれが見られるというの、やはりいろいろな制度を考えていく上でぜひこの点も、志をもつと評価するような、まさにリスクテイクというものは志を評価しないとかなかなか起きないというふうに思いますので、やはり各人がみずからの価値判断というのをちゃんとやって

いく。

例えば社外取締役も、導入さえすればいいんだらうという免罪符みたいになつてしまつと、先ほど私の経験申し上げましたが、要するに私は何に使われたかという、証券取引市場に対して、ちゃんとした財務省出身の社外取締役を置いて、るよと免罪符に使われただけだということにならないように、これからの、いろいろな制度設計において、いろいろとその点もお考えいただければということをお願い申し上げます、私の質問とさせていただきます。

どうもありがとうございます。

○江崎委員長 次は、椎名毅委員。

○椎名委員 こんには、お疲れさまでございます。結いの党の椎名毅でございます。

本日、一時間も質疑時間をいただきまして、大変身に余る光栄でございます。一時間ということと、割と細かく議論をしていくかなというふうな思つておりました、そういう意味で、余り大臣に登場していただく機会もないかと思つて、けれども、引き続きよろしくお願いできればというふうに思ひます。

午前中からずっと社外取締役に關する議論というのが行われてまいりました。論点も大分詰まつてきたのかなというふうに思つておりますので、私自身は社外取締役の論点ではないところについて聞いていこうかと思ひます。

その前に、ちよつと社外取締役にについて私自身も思うところを一つ申し述べてまいりたいというふうに思ひます。

先ほど松田先生が、リスクテークをする取締役を、リスクテークをする経営者という話をおつしやつておりましたが、私自身もそれは本場にそのとおりだというふうに思つています。

今回、社外取締役というものを法制度化することの最大の意味は、内外の投資家からの見た目というところが大きいかなというふうに思ひます。グローバルに見て、スタンダードに沿つた形でコーポレートガバナンスの形態がそつていて、

ことによつて、正直、日本のコーポレートガバナンスに対する特に外国投資家の不信感というものを少しでも解消できればという程度のものだというふうに思つています。

というのはなぜかという、最後、松田先生もおつしやつておりましたが、結局、制度をつくつておしまひじゃないんです。そうじゃなくて、社外取締役に法律上期待されている役割をきちんと実現できる経営者の人材プールをつくることの方がずっと重要なことというふうに思つています。その意味で、今回の法制度として、義務化をするか、それとも事実上義務化に近い状況に置かうかというの、私自身は論点としては割と小さいと思つています。

それよりも、これからの十年、二十年の間に、実際に、社外取締役ですと言つて非常勤で取締役が余りよくわかつていないにもかかわらず、会社の経営に關して、特に経営の妥当性についてきちんと意見を述べる事ができる、そういう社外取締役に今後得る人材プールをつくっていくこと、これが今後の日本の経済でやつていかなければならないことかなというふうに思つています。

以上です。意見だけを申し述べていただきます。

本論に入りたいというふうに思ひます。

私自身は、今回、会社法の改正ということで、大きな論点から事務方からいろいろ御説明をいただきましたが、主に、企業統治、コーポレートガバナンスの部分と親社会法制度というところで、特に多重代表訴訟の部分について強く御説明をいただきましたけれども、実は、御説明を事務方からいただいたところではないところにも結構重要な問題があるんじゃないかなというふうに思ひ、本日、俗にキャッシュアウトと呼ばれる部分、それから親社会法制度と呼ばれるところについて、幾つか伺つてまいりたいというふうに思ひます。

先週の与党側の質疑の中で小田原先生が聞かれ

ていた部分と幾つか重なる部分もあろうかというふうに思ひますが、御容赦いただければというふうに思ひます。

キャッシュアウトというのは、いわゆる長期的な視野に立つた柔軟な経営、株主総会対応の簡略化などによる迅速な意思決定とか、有価証券報告書の提出義務の簡略化とか、株主管理コストの削減といった観点から、少数株主をお金で排除する、そういうために行われるものでございます。

具体的には、いわゆるマネジメント・バイアウト、MBOと呼ばれるもの、会社の経営を株主から委託されている経営陣がみずからその会社を買収してオーナー企業にしていくというマネジメント・バイアウトということ、それから、上場会社、このゴーイングプライベート、いわゆる完全子会社化というような場面で使われたりするものかなというふうに思つています。

基本的には、第一段階として、上場会社であるところの上場されている市場で公開買い付けをして、それで買い付け者が支配株主になつて、その上で、支配株主が主導して、少数株主に対して現金を払つて対象会社から締め出すということだというふうに思つています。

こういう関係上、少数株主の保護ということを物すごく重要に考えていかなければいけない部分だというふうに思つております。今回の法改正が少数株主の保護という観点からどの程度配慮されているのかというところを確認していく意味で、私自身、幾つか伺つていきたいというふうに思つています。

現行法でも既に、このキャッシュアウトというのは幾つかテクニカルな方法で使われております。大きく分けて、三つ方法があり得ると論理的には言われています。株式併合という手段を使うのと、それから現金対価の組織再編、株式交換と合併ですけれども、三つ目が全部取得条項つき株式というものを使う、この三つの手段があると言われている。種々の理由により、実は、実務的には三つ目の方法しか今現状使われていないと

いうのが正直なところかなというふうに思ひます。

これに加えて、今回議論となつていいる会社法の百七十九条以下で、特別支配株主になつた、いわゆる九〇〇の株式を占めた人が、少数株主に対して株式売り渡し請求というものをできるようにするといふように言われています。株式売り渡し請求といふものをする、手続上、この百七十九条の三といふところには、対象会社であるところの会社の取締役または取締役会が承認をするということが一応条件になつています。

この承認の内容について、一番最初に伺つていきたいというふうに思ひます。

この少数株主の保護という観点からすると、株式売り渡し請求といふものをされたときに、対象会社の取締役会になるべく適正な価格で買い取つてもらふといふことを気にしているというふうに思ひます。少数株主がその株価、要するに買い取り価格を気にしているということが前提としてある中で、承認をする際に取締役会は何をしなければならぬのかということだというふうに思つています。

取締役は、善管注意義務といふものを会社法三百三十条、それからその準用する民法六百四十四条、そして忠実義務といふものを会社法三百五十五条でそれぞれ会社に対して負つています。それを前提として、会社に対して善管注意義務、それから忠実義務といふものを負つていられるわけですが、それを越えて少数株主の利益を保護するために何らかの義務を負うんじゃないかというふうに思ふ次第でございます。

こういったところで、取締役は、こういった場面において、少数株主の保護という観点から、最善の価格を引き出すために特別支配株主と交渉する最高価格の引き出し義務みたいなものがあるんじゃないか、これはいわゆるレブロン義務というふうに表現されたりもしますが、こういった考え方もある中で、今回の法制度の中ではどういふ対応をされるのか教えてください。

○深山政府参考人 今お話に出ました株式売り渡し請求におきましては、少数株主である売り渡し株主の利益の確保を図るために、株式売り渡し請求には対象会社の承認を要するという事になったりしているのは御指摘のとおりです。少数株主を含む株主の利益に配慮すべき立場にある対象会社の取締役が、善管注意義務に基づいて株式売り渡し請求を認めるかどうかを判断することとしているわけですが、

そして、その対象会社の承認が売り渡し株主の利益の確保のために必要とされている、この承認制度の趣旨からしますと、対象会社の取締役は、対価として交付される金銭の額が相当であるかどうかも確認した上で売り渡し請求を承認するかどうかの判断をしなければならぬものと解されます。

この点を明らかにするために、対象会社が株式売り渡し請求を承認した場合に、この場合には株主に対して事前備え置き書類を開示いたしますけれども、この事前備え置き書類の記載事項として、これは法務省令事項なんですけれども、株式売り渡し請求の対価の相当性に関する事項、それから、売り渡し株主の利益を害さないように留意した事項等を定めることを今検討しております。

その中で、例えば第三者の算定機関から株式価格の評価書を取得した上でこれを承認したんだというようなことがあった場合には、そういったこともここに書かれていく、こういうことになりま

す。

○椎名委員 ありがとうございます。

法制審なんかも、あくまでも善管注意義務及び忠実義務は会社に対する配慮義務であるということとを前提とした上で、こういう場面に限り、少数株主に対して一定程度配慮する義務というものを負うと考えるべきであろうというふうに書かれておりますが、そういった前提のもとで、今、法務省令の記載事項として、第三者から価格鑑定書等みたいなのをとったときに、それをベースに

して、売り渡し請求権者である特別支配株主の提示した価格が妥当かどうか、そういったことを一応判断した上で承認することだと理解をいたしました。

後段が何だったところについても一度確認をしたんですけども、ということとは、裏返すと、いわゆるレブロン義務のような形で、対象会社の取締役が特別支配株主に対して、最大の価格を引き出すために、もう少し価格を上げてくださる等々をお願いをしたり、そういったことをする義務までは負っていないということなんでしょう

か。

○深山政府参考人 今申し上げたとおり、承認を求められた取締役は、少数株主の利益の確保という観点から、その対価の額が適正かどうかも含めて承認するかどうかを決めます。

そうすると、対価が低過ぎて問題であるという場合には承認をしないことになりまして、今度は、特別支配株主の方が、それでは幾らであれば承認ができるのか、自分たちが第三者に評価させたらこれだけの価格である、この価格を超えるなら承認しますよという形に、実際には価格交渉を行うということにこのシステムを通じてなります。

つまり、特別支配株主の方が、どうしてもキャッシュアウトをしたければ承認を得なければいけませんので、得るためにさらに上乗せの価格の提示をしていくという形で、一種の交渉が成立するということになります。

○椎名委員 ありがとうございます。

実務上、本当にそのとおりに価格交渉が行われるようになることを私自身は期待したいというふうに思っています。

職の取締役を解任したりすること自体は可能になるというふうに思っています。事実上、そういった意味で、取締役と特別支配株主の関係は一定程度従属関係にあるというのは否めないところかなというふうに思います。

他方で、今局長からおっしゃっていたように、対象会社の取締役が承認の可否を決めるに当たって、少数株主についても一定程度配慮をしなければならぬということであると、利益相反的な状況に追い込まれることになりまして、

こういった状況の中で、どのように取締役が本当に独立に、そして公正に、少数株主のことを考

えながら、中立的に承認という判断をすることができると、その独立性、公正性の担保の手段というところについて伺いたいと思います。

○深山政府参考人 先ほどもちよつと申し上げましたが、株式売り渡し請求について、対象会社の取締役あるいは取締役会の承認を受けなければならぬというルールを設けたのは、売り渡し株主の利益への配慮という観点から、請求に手続的な制約を課すという趣旨でわざわざ承認を求めている。したがって、この趣旨からすると、取締役は、承認するかどうかの決定に当たっては、売り渡し株主の利益に配慮をして、善管注意義務に基づいて条件が適正かどうかを検討する役割を担うわけですね。

さはざりながら、相手は九〇％支配の株主であります。ということで、仮に対象会社の取締役が、株式等の売り渡し請求の条件が適正でない、

そうであるにもかかわらず売り渡し請求を承認して、結果として売り渡し株主に損害を与えた場合、これは、売り渡し株主から善管注意義務違反を理由とする損害賠償責任を追及される、そういう立場に立たされます。

結局、こういうシステムによって、対象会社の取締役の判断、あるいは取締役が独立して判断をする、あるいはせざるを得ないという形になっているわけでございます。

○椎名委員 ありがとうございます。

今おっしゃっていたとおり、売り渡し株主から善管注意義務違反ということで損害賠償請求ができるということでございます。

訴訟を起こすというのは比較的初期コストもそれなりにかかることとして、訴訟まで踏み切れる人がどこまでいるかというところが、ひとつ、今後の実務を見たいなというふうに思っています。

今の、訴訟するにそれなりにコストがかかるという話に関連して、もう一つちよつと伺いたいんですけども、売り渡し請求というものを特別支配株主が少数株主にに対してそれなりの手続にのっとり行くと、特別支配株主が書面によって定めた取得日という日に自動的に売買の効果が基本的に発生するというところで、株式の権利が移転するということになりまして、他方で、特別支配株主は、取得日までは、株式等売り渡し請求権を撤回することもできるということになっております。

少数株主は、今回のこの制度によって、株価の対価が適正かどうか、これを争っていく手段、それから、やはり売りたくないという手段、売り渡し請求の事前に二つ基本的な手段としてあります。価格決定の申し立てと、それから事前の株式の差しとめ、この二つの手段があるわけですので、こういった価格決定の申し立てをして、価格が妥当じゃないんじゃないかみたいな申し立てをした株主は、株主がこういった申し立てをした途端、特別支配株主が、では、いいやといって撤回をされてしまうと、訴訟に係る初期コスト等々がかかり、かえって売り渡し株主等に対して不利になる部分もあるんじゃないかというふうに思います。

一応法律を読んでも、株式等売り渡し請求というものを撤回するには理由は要らないことになっております。請求をするときと同様に、対象会社の承諾というものが条件になっていまして、けれども、この承諾についても同じように善管注意義務の制約がかかっているだけだというふうに思います。

こういった観点から、むやみやたらに安易に撤回をされてしまうと、結構、少数株主がかえって害されるのではないかとこのように思いますけれども、このあたりについて御所見をいただきたいというふうに思います。

○深山政府参考人 今御指摘のとおり、改正法案の株式売り渡し請求の撤回は、請求について対象会社の承認を受けた後は、取得日の前日までに対象会社の承諾を得た場合に限り行うことができることとされております。

このようなルールを設けた趣旨は、まず、株式売り渡し請求の撤回を全く認めないということにしますと、売り渡し請求がされた後に特別支配株主の財務状態が悪化して対価の交付が困難となつたというような場合に、対価の支払いの見込みがないにもかかわらず売り渡し株式等の取得の効果が先ほど言ったように自動的に生じてしまいますので、そうすると売り渡し株主が対価の支払いを受けられないという不利益をこうむるおそれがあります。

このように、撤回の余地を全く認めないというのはかえって売り渡し株主の利益に反する不合理な結果につながるおそれがあるということで撤回を認めたわけですが、他方で、一方的な意思表示による撤回を何の制約もなく認めるということは、今度は売り渡し株主の予測可能性を害するという点もありますので、これも今お話があったように、対象会社の承諾を得た場合には撤回をできる、こういうふうにして、対象会社の取締役あるいは取締役会が承諾するかどうかについては、善管注意義務に基づいて、合理的な理由があるかどうかというのを判断した上で承諾をするということになります。

○椎名委員 るる御説明をいただきましたけれども、やはり少数株主が株価の裁定を裁判所に求めようと思つて弁護士費用を積んで訴えをしても撤回をされてしまうという状況があり得ることだけは間違いないのかなというふうには思います。これによって少数株主が害されるかどうかについて

は、正直、実務の運用を見てみないと私自身はわからないんですが、そういう意味で申し上げますと、問題点ということで、一応問題提起だけさせていたいただきたいというふうに思います。

引き続き、次に伺います。

先ほど来る、るる、キャッシュアウトというのは、おおむね上場企業のマネジメント・バイアウトだったり、上場子会社の完全子会社化のために使われることが多いということを申し上げてまいりました。しかし、この法のたてつけ上は、いわゆる非公開会社、譲渡制限会社ですけれども、こういった会社にも適用される、要するに、会社について何の区別もしていないで、この譲渡制限会社にも使われるというふう書いてあるわけですね。

でも、よくある譲渡制限会社というのは、典型的な例で言うと同族企業ですけれども、同族企業で家族経営をやっている会社なんかですと、経営陣に協力をしないとかいった人だけでも相続によって株式を持つていてみたい、こういう株主をむやみやたらに追い出したりとかに使われてしまふのではないかと懸念もあつたりするといふふうに思います。そういった観点から、私自身も、要するに、非公開会社というか、小さな会社まで適用しないという制度設計もあり得たんじゃないかというふうに思つております。

さらに言う、従前使われていたキャッシュアウトの手法ということで、先ほど申し上げた全部取得条項つき種類株式、これを使うということ、これをする、株主総会が必要ですので、株主総会に株主に出てきてもらつて、自分の意見を言つてもらつて、それでも問題があればキャッシュアウトという形で退場を願うという、こういった一定程度の手続を経ることも必要んじゃないかというふうに思います。

今回の法制度で、非公開会社を含めてこのキャッシュアウト法をつつた理由というところを教えていただければと思います。

○深山政府参考人 御指摘のとおり、今回創設し

た株式売り渡し請求の制度においては、公開会社でない株式会社を対象会社とする売り渡し請求も認めることとしております。

その理由は、一つには、公開会社でない株式会社においてもキャッシュアウトを認めるメリットがあると考えられること。これは、先ほど委員の御指摘のキャッシュアウトのメリットのうち、長期的視野に立つた柔軟な経営を実現するということや、株主総会に関する手続の省略による意思決定の迅速化といったことは公開会社以外にもメリットになるだろう、こういうことでございます。

それと、もう一つは、現行法でキャッシュアウトの手法とされている、今お話に出ました、全部取得条項つき種類株式の取得の方法やあるいは金銭を対価とする組織再編も、対象会社が公開会社に限定されていないということの均衡も考えたものでございます。

○椎名委員 ありがとうございます。

メリットが同じように妥当するとおつちやつておりましたけれども、正直そんなに使われないんじゃないかなというふうに思つております。使われないからこそ、別に制度として同じようにカバレッジを持つておいてもいいかなという考え方はあり得るものの、同族企業だったり非公開会社の方が、少数株主の保護の要請というのは若干強いんじゃないかというふうに思うので、私自身は、これは非公開会社まで含むべきではないんじゃないかなというふうに、この法文を読んでいて思つた次第です。

引き続き、次にちよつと行きます。

金融庁に伺いたいんですけれども、先ほど、そのキャッシュアウトのメリットとして、上場している会社がある証券報告書等を継続開示なくしていい場面をつくつていく、要は、それによって経営の効率化を図つていく、こういったメリットをるる申し述べたわけでございます。

その中で、特に、現在使われている全部取得条項つき株式という手法を使うと、現状では、この

継続開示義務というものがなくなるものだというのが一応金融庁の公式見解だというふうに思つています。それに基いて実務は行われているというふうに理解をしています。

今回、新しくこの株式等売り渡し請求というのができ、これに基づいて支配株主が株式取得すると、その結果で一〇〇%子会社になるということ。こういった場合にも、やはり継続開示義務というのが続くという理解でよろしいですか。

○氷見野政府参考人 現行の制度では、有価証券報告書提出会社の株主数が二十五名未満となつた場合には、内閣総理大臣の承認を受けることにより有価証券報告書の提出を要しないこととされておりますが、ただし、当該承認の申請については、申請の日の属する事業年度の直前事業年度末を基準とする旨、内閣府令において規定されておりますので、御指摘のとおり、一定期間だけではございますが、継続開示義務が残る形になります。

したがいまして、この内閣府令の規定につきましては、先ほど御指摘の法改正の趣旨を踏まえまして、会社法が改正された場合には適切に対応してまいりたいと考えております。

○椎名委員 ぜひ、その内閣府令の改正は御対応いただきたいなというふうに思います。

経営の迅速、合理化のために、この有価証券報告書等を作成する会社内部での義務というものを簡略化したいからこそキャッシュアウトするわけですから、こういったところについても、金商法及び内閣府令の対応というのを追つていただかないと、やはりメリットも半減してしまう部分があるというのは御指摘申し上げたいというふうに思います。

引き続いて、次に行きますけれども、一個飛ばします。

裁判所に伺いますけれども、今回、少数株主が株価について何かしら不満があるときに、百七十九条の八ということで、裁判所に価格決定の申し立てというものをすることができ、そういう

制度設計になっているわけですね。

商事非訟事件というものは、東京地裁という民事八部というところでやるわけですが、こういうところ、実際、この価格決定をしていくことというのがどのぐらい現実的に行けるのかというの、少数株主保護という観点から、結構それなりに重要だということに思っています。

裁判所は、やはりすごく優秀な法律家の集団ですので、手続という面について、当然、検証していくことはもちろんと思えますけれども、少数株主が気にしているのは、手続ではなくて価格なんだというふうに思えます。より高い価格で買ってもらおうというための条件闘争をしたい、だからこそ裁判所に価格決定の申し立てをするんだらうというふうに思っています。

そういう中で、申し立てる側が、少数株主の側が、自分たちなりに価格鑑定をした、株価の算定をしたバリエーションの鑑定書みたいなものを恐らく出してくると思えますし、対象会社の側も、自分たちが承認をするに当たって使った第三者の鑑定書みたいなものを出してくると思えますし、それから、特別支配株主も、自分たちが、買い取り価格を算定するために使った鑑定書みたいなもの、三つぐらい出してくるんだと思うんですけども、これを裁判所がどうやってえいやと決めるのかというの、結構一つ大きな実務的な問題なのかなというふうに思っています。

こういったものを本場に適切に裁判所に判断できるのかということ、それから、実際に、価格算定方法をいかにルール化していくとか、一応、商事非訟事件には専門委員というものを選任できるといふふうに言われていますが、この専門委員を選任するということを原則化していくとか、それから、相手方の価格算定の鑑定書の、例えば表紙だけじゃなくて計算式なんかも、こういったものも全部出して、一切合財議論しながら最終的には専門家に任せていく、そういう運用にしているかなやないかなんじやないかなというふうに思うんです。

今現状、こういった価格決定の実務がどうなっているかということ、実際の手続としてどういう運用がなされているか、今後どういうふうによつていくのかということについて、裁判所に伺えればと思います。

○永野最高裁判所長官代理者 お答えいたします。現在、全国の株式価格決定請求事件の新受件数というのが大体百三十八件ございます。このうちの半数を超えます七十二件が、商事関係の専門部である東京地裁に申し立てられているという状況であります。

委員御指摘のように、この株式の売買価格決定申し立て事件において適正な判断を実現するためには専門的知見が必要となつてまいりますので、裁判所においては、委員の御指摘にもございまして、裁判所においては、会社とそれから申し立ての株主の方に私的鑑定書を出してもらうということをお願いしておりますし、必要に応じて裁判所が選任する鑑定人を選任する、またあるいは、今般、非訟事件で利用可能になった専門委員を利用するといったような運用上の工夫を行っているということでもあります。

さらに、裁判所全体として見ますと、司法研修所というところで、全国の裁判所を対象として、金融、経済分野に関する事件の審理運営に関する研究会を行っておりまして、この中でも、過去に価格決定に関する問題を取り上げたりしております。そういう意味で、東京地裁の八部の専門部のノウハウ等を全国に還元するなどして、適切な対応を図っていきたいというふうに考えております。

なお、その運用につきましては、委員御承知のとおり、個々の裁判官の事件の審理に委ねられているところであります。今回、キャッシュアウトという新しい枠組みが導入されるということになりましたら、まずはその個々の事件の処理の中で、事案ごとに審理運営を工夫する中で、その積み重ねとして運用が形成されていくということに

なるのではないかと考えております。

○椎名委員 ありがとうございます。個々の事案ごとと言われちゃうと、それは本場にそのとおりなんですねけれども、ぜひ、司法研修所で行っている研修の中で、実際にどういった手続で進めていくのが少数株主保護にとって望ましいかみたいなところも恐らく議論されるだろうというふうに思いますので、そんな中で、事実上、専門委員の選任を原則化することで、特に、その価格について、数字についてコメントをしていき、えいやと価格を決めるというのは裁判所としてなかなかやりづらいことではあるかというふうに思いますので、この第三者の意見も、特にこういった株主のバリエーションを専門としている人たちというのは、小田原先生が所属していた外資系投資銀行なんかを初めとして、日本じゅう結構いっぱいいらっしゃると思いますので、こういったところでそのバリエーションをして、第三者の意見を裁判所としても聞くということを事実上原則化するような運用を、こういったことも進めていっていただきたいというふうにお願ひ申し上げたいと思います。

このキャッシュアウトという法制は、ひとえに全てこの特別支配株主からの請求であり、少数株主というのは全て受け身に立っているんです。しかし、少数株主が自分から、自分の望む価格で売り渡したいという交渉をする、いわゆるセルアウトという法制もあり得ていいのかなというふうには思っています。

法制審の中でも一応議論にはなつたみたいですが、けれども、法制審の議事録を見ると、大きく盛り上がることもなく収束していったように私自身は理解をしましたが、自分で望む価格で少数株主が積極的アクションを起こしていく、そういう手段というものを法制度として準備しておくということも考えられるかなと思いますが、この点について御意見をいただければと思います。

○深山政府参考人 御指摘のとおり、法制審議会の会社法制部会では、株式売り渡し請求の制度を

創設するのであれば、特別支配株主以外の少数株主が、逆に特別支配株主に対して自己の所有する株式を売却することができると、セルアウト制度をあわせて創設してはどうかという意見もございました。こういった意見は、一般的には、総株主の議決権の十分の九以上を有する特別支配株主が残りの株式を買収しない状態に置くということには合理性がないというような認識が前提になつていられるのではないかと思います。

ただ、この点については、例えば、あらかじめ出資割合が合意されているジョイントベンチャーの場合などを念頭に置くと、必ずしもそれを解消することに合理性があるとは言えないんじゃないか、むしろ弊害があるというような意見も法制審であります。そんなこともあつて意見の一致に至らなかったということですね。

それから、セルアウトを認めるというのは、少数株主の保護の手段ということだと思えますけれども、先ほど出ていますように、特別支配株主がある場合の少数株主の保護については、キャッシュアウトの場面では、その会社の承認を要するとか、差しとめ請求なり価格決定の申し立てなりということとで十分に図られていますし、これに加えて、逆に、特別支配株主に、意思に反して、少数株主の所有する株式を買収することを強制するという制度を重ねて創設することは、かえって特別支配株主に過剰な負担を課して、経済合理性のある株式の取得、保有を不当に阻害するのではないかなというふうなこともありまして、セルアウト制度の創設は見送るということになつたものでございます。

○椎名委員 わかりました。おっしゃっていただいたことについてはそれなりに理解はできるものの、この受け身に置かれていた少数株主をそのまま放置しておくというの、いささか不便なところもありますし、かえって不安定な状況に置かれる可能性もあるわけですから、今後の検討課題としては、おいておいてもいいのかなというふうには思っています。

時間も余りありませんので、このキャッシュアウトの話はそろそろ終えようかと思えます。もう一点、ちよつと国税の方に來ていただいておりますので、国税の方にも一つ伺います。

従前の方式として、キャッシュアウトは三つ方式があるというふうに申し上げました。株式併合、それから現金対価の組織再編、そして全部取得条項つき株式を使うというこの三つの方法があるというふうに先ほど申し上げたわけですが、実務的には三つ目のものしか使われていない。

その実務的に使われていない理由は何かという、株式併合については、株主を保護する手段がなかったという点で使い勝手が非常に悪かったという点です。それについては今回の法改正で手当てがなされるという理解をしています。

それに対して、現金対価の組織再編、株式交換、合併ですけれども、これについては税制上の問題から今まで使われてこなかったというのが実務的な流れだというふうに思っています。それは何かというと、非適格組織再編というふうに表現されておりますけれども、買収対象の子会社の資産に対して時価評価課税がかかるんだというふうに言われていて、非常に使い勝手が悪いというふうに言われています。

今回の法制度で、一応、現金交付型の株式交換、それから合併というところにも、反対株主の差し止めだったり、それなりに制度としては手当てをされて、使える準備まではできているんですけども、最後、税金の問題だけが残っているというふうに思っています。

今回の改正を受けて、この現金交付型の株式交換、合併というものについて、国税としてのようになるのか、事実として伺いたいと思います。

○岡田政府参考人 お答えをいたします。いろいろな吸収合併のケースがございますので、合併決議において株主に現金が交付されることとが予定されている場合ということを前提にお話をいたします。

お答えに当たりましては、被合併法人から合併

法人への資産または負債の移転の場面における被合併法人の課税関係という部分と、それからもう一点は、被合併法人の株主が合併に伴って金銭等の交付を受ける場面の株主の課税関係、二つがございますので、分けて御説明をいたします。

まず、第一の被合併法人の課税関係でございますけれども、合併によって被合併法人の有する資産及び負債を合併法人に移転したときには、その合併のときの時価によりその資産及び負債を譲渡したものと法人税の所得の金額を計算することとなっております。したがって、時価で計算した結果、資産及び負債の譲渡に係る譲渡利益額があれば益金の額に算入されますし、譲渡損失額があれば損金の額に算入されるということになります。

次に、被合併法人の株主の課税関係についてでございますが、これは株主が法人である場合には法人税の課税関係が、また株主が個人である場合には所得税の課税関係が生ずることとお聞きいただければと思います。

具体的には、被合併法人の株主が合併によって交付を受けた金銭及び金銭以外の資産の価額を二つに分けて計算する形になります。株主が受け取った金銭等の価額のうち、被合併法人の資本金等の額に対応する部分を超える部分の金額は税法上は配当という形になります。一方、残りの部分、すなわち、株主が交付を受けた金銭等の価額から先ほど申し上げました配当とみなされる金額を差し引いた残額の部分につきまして、その株式を取得した原価と比較いたしまして、受け取った金銭の価額の方が多ければこれは差額が譲渡益という形になりまして、逆に少なければ譲渡損という形で税法上計算されるということになります。

○椎名委員 るる御説明をいただきました。言葉だけだと理解するのが非常に難しい、そういう内容かなというふうに思います。

通常の、今回の法制度のキャッシュアウトを使うと、基本的には少数株主と特別支配株主との売

買になるので、これは基本的に売買に対する譲渡所得課税がかかるということなんだと思えますけれども、それに対して、裏を返すと、対象となっている会社それ自体には何らの変更もないので、基本的にそこに課税関係で何か特殊なことが起きるわけではないというのが原則だというふうに思いますが、今あるおっしゃっていただいたことを要約すると、対象会社にも課税関係が起きるということ、いささか使い勝手が悪いということですね。

非常にテクニカルで難しいんですけども、結局、本来的にやりたいことは、少数株主から特別支配株主に対して株式を売買したいだけであり、その売り渡しに対して税をかければいいものの、対象会社である会社、子会社にも同じく税金の問題がかかってくる、子会社にも税金がかかってしまうということなんです。そうである以上、今回の法改正がなされても、基本的には、現金交付型の株式交換、合併という手段を使つてキャッシュアウトをするということには恐らくないだろうというふうに思います。

その結果、従前使われてきた全部取得条項つき株式と株式併合、そして、今回新しく定められた株式等売り渡し請求、この三つの手段が恐らく使われることになるだろうというふうに思います。これについては恐らく、場面場面を分けた形で、実際に買取をしたい側のニーズに合った形で使われていくことになるんじゃないかなというふうに思っています。

引き続き、時間の許す限り、次の親子会社法制の話に入ります。結構な時間になってしまいましたが、結構な時間になってしまいましたが、親子会社法制について、一つ、一番最初に伺います。

今回、八百四十七条の三というところで定められた多重代表訴訟が一つのメーンでございます。しかし、これは、説明をどんなに聞いても、その必要性というものが私自身は余りよくわからなかったというのが正直なところ。実務的に事

業会社の事業部門の部長クラスに相当する、本質的には経営をやっているわけではなくて、親会社の社長が決めた方向性に従って経営をしている人、そういう人まで代表訴訟のリスクにさらしてしまふように私自身には思えてならなかったわけですから、これが何で必要なのかというのはいまいちよくわからないんですけども、一応、考えてみたんです。

純粹持ち株会社とその下に株式会社が幾つか並んでいるという形、それから、事業持ち株会社でその下に子会社が幾つか並んでいる形、幾つか頭の体操として考えてみたんですけども、現実的に見てみると、例えば某有名銀行なんかですと、何とかF&Gと呼ばれる金融持ち株会社の社長とその下の重要な子会社である銀行の頭取はほぼ同じ人だったりするわけですね。そう考えると、親会社に対して訴えるだけで足りるのではないかとこのように思つたりもします。

さらには、親会社の取締役は、事実上、子会社に対して監視、監督をする義務を忠実義務として負つていてというふうに思いますが、そう考えると、今回の多重代表訴訟制度というものを採用するその必要性というのがいまいちわからなかったんですけども、改めて教えてくださいます。

○深山政府参考人 多重代表訴訟制度を設けた理由ですけれども、御案内のとおり、近年は、持ち株会社形態や完全親子会社関係にある企業グループが多数形成されております。このような企業グループにおいては、実際に事業活動を行う完全子会社の企業価値がその完全親会社である持ち株会社の企業価値に大きな影響を与えるという関係にございます。

今のお話の中で、完全親会社の代表者と完全子会社の代表者が同一人物である場合もあるんじゃないかというお話がありました。そういう場合もあるのは承知しておりますが、そうでない場合ももちろん多数あります。

今言ったような完全親会社と完全子会社の関係

を前提としますと、完全子会社の取締役が子会社に対して損害賠償責任を負っているにもかかわらず、それが適切に追及されていない。しかも、株主は親会社だけでなく、親会社の役員と子会社の役員とのグループ内の人的関係や仲間意識から、適切な責任追及が典型的にされにくいおそれがある。こういうようなときに、親会社の株主とすると、親会社の企業価値が損なわれている事態を回復するには、子会社における取締役の責任が適切に追及されなければならないということになって、そこにこの多重代表訴訟制度を導入する一番根本的な必要性がございます。

そうはいっても、完全親会社の代表者と子会社の代表者が同じケースについては、それは同じ人なんだから、親会社の代表取締役の責任を代表訴訟で株主として追及すれば足りるんじゃないかというお話があつたと思います。

一見すると確かにそうなんです、よくよく細かく考えてみますと、通常の代表訴訟で追及できる完全親会社の取締役の責任と、多重代表訴訟で追及できる完全子会社の取締役としての責任の法的内容は、同一人物であつても異なるものです。

通常の親会社取締役を被告とする代表訴訟で対応することで、必ずしも、十分に不利益の回復が図られるか、これは全く同じ責任内容であればどつちをやつても同じということになりますが、その違いがある関係で、通常の親会社の取締役に対する代表訴訟では完全に親会社株主の不利益が回復できない可能性がございまして、やや観念的な話ではあります、それはよくわかつているんですけれども、代表者が同一の場合であつても、このような多重代表訴訟を認めるメリットはあり得るということでございます。

○椎名委員 よくわかります。でも、法制審の中でも議論にはなつていて、恐らく事業者の方々の御意見の結構なポジションを占めている部分に、事業会社の事業部門の部長クラス、要は本社でいうところの余り取締役に相当しない人たちが、親

会社の、ホールディングス会社の定めた経営戦略に従つて経営をしているだけみたいな人たちが、訴訟のリスクにさらしてしまうのではないかと、そういうようなお話はあつたと思います。やはりこのリスクは拭えないのではないかなというふうに思っています。

先ほどキャッシュアウトのところでも話をしましたが、上場子会社の非公開化、いわゆる迅速な経営をしていくために、親会社も子会社も上場しているというような会社は幾らかあるわけですが、これも、このうちの子会社について、非公開化して一〇〇%子会社にするこゝによつて経営を迅速、合理化していくという流れがあつたりするわけですね。いわゆるゴーイングプライベートというふうに呼んだりします。

これは、一部株主、特にアクティビストファンとか呼ばれる人たちが、機会主義的な配分等を要求することによつて、そういった人たちに対応することによつて、かえつて経営が迅速かつ合理的に行われないうようなこともあつたりするわけですね。だからこそ、こういうゴーイングプライベートみたいなことをやるわけです。

今回の多重代表訴訟みたいな制度を認めてしまふと、親会社の株主が子会社の経営に対して代表訴訟をすることができるようになつてしまふということ、経営者側がゴーイングプライベートをして迅速、合理化しようとしたそういうニーズが、かえつてかなえられなくなつちゃうんじゃないかなというふうに思つたりもしますけれども、その点について御意見をいただければというふうに思います。

○深山政府参考人 今委員からもお話がありましたが、上場会社の完全子会社化、ゴーイングプライベートが行われるのは、一般論ですけれども、長期的視野に立つた柔軟な経営を実現する、あるいは、株主総会に係る手続の省略による意思決定の迅速化、さらには有価証券報告書の提出義務等々のコストの削減、こういったことで行われ

る。別に上場会社の役員の責任追及を免れることを目的としてやるわけではありません。

恐らく、御指摘の趣旨は、しかし、完全子会社について多重代表訴訟を認めると、今まで認めていない時代よりも子会社の役員の責任追及の可能性がふえる、そうすると、せっかくゴーイングプライベートをしても、トラブルの抽象的可能性がふえるという面があるのではないかと、こういふことだと思ひます。

ただ、これは、そこも今既に委員がお話になつたとおりなんです、ゴーイングプライベートする前には少数株主が子会社にいたわけですね。親会社と違つて、それこそ人によつては非常に積極的な、株主代表訴訟を一株で起こして、こういうような人たちがいた。そのリスクが遮断される。しかし、今度は親会社の株主から代表訴訟を受ける可能性が出てくる、こういう関係です。どちらが、どれほど、どうなのかというのは、なかなか判断がつかねるところでございまして。

○椎名委員 ありがとうございまして。おつしやるとうりかなというふうに思ひます。

他方で、先ほどもちよつと指摘しましたけれども、事業会社の本来的には取締役クラスではない人たちが上場子会社の取締役になること、こういうのも十分考えられる部分であるので、こういったところに濫用的に使われないうにはしたいなというふうに思ひます。

濫用防止という観点からでしようけれども、ちよつと通告しているところと順番が入れ違つていて恐縮でございまして、濫用防止というところ、恐らく、重要な子会社に限るということで、八百四十七条の三の四項で、最終完全親会社等における対象会社の株式の帳簿価額が総資産額の五分の一というふうな定めをしたんだというふうに思ひます。

総資産額の五分の一というのはちよつとわかりづらいうですけれども、事業持ち株会社と純粋持ち株会社でもちよつとイメージが違うかなというふうに思ひますが、ホールディングス会社の下に

株式会社が幾つか並んでいるだけ、そういう体系であれば、五分の一というのは、恐らく、単純にグループの中の五分の一を占めるそれなりに大きな会社という意味だろうというふうに思ひますが、事業持ち株会社というのが世の中には存在して、親会社が事業も行つていて、資産も負債も負つていて、それに加えて一〇〇%子会社を幾つも持つていて、こういう状況があるかというふうに思ひます。

そうすると、抽象論で恐縮ですけれども、五分の一というのはほぼ達成し得ないんじゃないかなというふうに思つたりもするわけです。それは何かという、結局、帳簿価額が総資産の五分の一と書いてあつて、純資産の五分の一とは書いていないところに問題があるかなというふうに思ひますけれども、このあたりについての法制度を定めた理由を教えてくださいないうふうに思ひます。

○深山政府参考人 確かに、今お話にあつたように、重要な子会社のメルクマールとして、株式の帳簿価額が完全親会社の総資産額の五分の一を超える場合というルールにしてあります。

これは、もともと、委員の御指摘にもあつたように、実質的には従業員的な立場にある役員の責任追及が行われるというのとは通常の代表訴訟との均衡から考えても不当だし、実質においてもそういう場合に責任追及が行われるということは余り考えられないので相当ではないということ、重要な子会社の役員であれば親会社の役員に準ずる立場だろうということ、どこかで重要性についてのメルクマールを引かなくちやいけないという要請のもとで、既存の、これまでの会社法上の制度の中で重要性のメルクマールとなる要件を総資産の五分の一としているのは、御案内のとおり、事業譲渡、合併等々で株主総会の決議が不要とされる要件として用いられているものです。これをいけば参考にして、ここにも当てはめた。

しかし、これは一種の立法的割り切りです、純粋持ち株会社と事業持ち株会社において実

態が異なるのではないか、特に巨大な重厚長大の事業会社という場合になかなかまい切り口になっていないのではないかと、そういう例を言われると、そういう場合もあり得ると言わざるを得ないと思いますけれども、しかし、法制度である以上、やはり会社法制全体でどういった大きなものを重要な資産というかということを一統一的に把握するという要請もありますのでこういうふうに割り切った、こういうことでございます。

○椎名委員　ありがとうございます。

時間も来ましたのでそろそろ終わります。テクニカルな話で事務方とお話をさせていただきまして、余りおもしろくなかったと思いますが、大変恐縮でございますけれども、これで終わりたいと思います。

本日は、ありがとうございます。

○江崎委員長　次回は、来る十八日金曜日午前九時二十分理事会、午前九時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時一分散会

平成二十六年五月七日印刷

平成二十六年五月八日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

D